

国境を越えて教育を提供する大学の質保証について
- 大学の国際展開と学習機会の国際化を目指して -
< 審議のまとめ > (案)

平成 16 年 月 日

国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議

国境を越えて教育を提供する大学の質保証について

- 大学の国際展開と学習機会の国際化を目指して -

< 審議のまとめ >

目 次

はじめに	P 1
検討の背景について	P 1
1 . 国境を越えて展開される高等教育とその質保証をめぐる国際情勢	P 1
(1) 国境を越えた高等教育の提供の進展	P 1
(2) 国際機関における質保証等に関する検討の開始	P 2
(3) 大学の質保証に係る国際的な情報提供の枠組み作りの模索	P 3
2 . 我が国における国境を越えた高等教育の質保証等に関する検討の必要性	P 3
我が国にとっての検討課題	P 4
主要課題への取組の考え方	P 5
1 . 我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る質保証等の在り方	P 5
(1) 我が国の大学の国際展開について	P 5
(2) 外国の大学の日本校等について	P 6
2 . 大学の e ラーニングによる国際展開に係る質保証の在り方	P 7
(1) 我が国の大学の e ラーニングによる海外展開について	P 8
(2) 外国の大学等の e ラーニングによる教育について	P 9
3 . 大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等	P 10
(1) 国際的な情報提供等に係る我が国の取組体制の整備の必要性	P 11
(2) 大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築に向けて	P 12
おわりに	P 12
附属資料	P 13
参考資料	P 15
参 考	P 57

国境を越えて教育を提供する大学の質保証について
- 大学の国際的展開と学習機会の国際化を目指して -
＜審議のまとめ＞（案）

はじめに

現在、国境を越えた高等教育の提供や国際的な大学間の競争と協働など、高等教育のグローバル化とも呼ばれる状況が進展している。こうしたなか、WTO（世界貿易機関）において教育サービスの貿易自由化交渉が行われている。一方、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）、OECD（経済協力開発機構）、大学評価機関間のネットワーク等において高等教育の質保証に関する国際的な協議等が進められるなど、大学を取り巻く国際情勢は大きな変革期にある。

また、我が国においても、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月）や「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月閣議決定）において、大学の国際展開に対応した質保証の在り方等の検討の必要性が提言されているところである。

このような状況を踏まえ、文部科学省によって、平成15年7月に「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」（以下「本協力者会議」という。）が設置された。本協力者会議は、国際的な大学の質保証の在り方について、特に、我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る質保証等の在り方、大学のeラーニングによる国際展開に係る質保証の在り方、大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等につき、我が国や諸外国の現状と課題等に関する調査研究を行い、審議を重ねてきたところであり、今般、その審議の結果を取りまとめるものである。

この「審議のまとめ」が、大学の国際展開と学習機会の国際化に向けて、我が国の政府、大学、評価機関等関係機関における質保証等の取組の推進に資することを切に期待するものである。

．検討の背景について

1．国境を越えて展開される高等教育とその質保証をめぐる国際情勢

（1）国境を越えた高等教育の提供の進展

今日、世界の高等教育の情勢を見ると、経済・社会・文化のグローバル化の急速な進展に伴い、学生や教員が各国間を移動するのみならず、大学自体が海外分校、外国の教育機関との提携、eラーニング等を通じて国境を越えて教育を提供するなど、国際的な大学間の競争と協働が進展している。

国境を越えた高等教育の提供については、例えば、以下のような状況が見られる。

- ・ 国境を越えた高等教育の提供形態は、海外分校、外国の教育機関等との提携、eラーニング、さらにはこれらの組合せなど、極めて多様化している。
- ・ 我が国近隣の東アジア・東南アジア地域が、米国、英国、豪州等の大学の主要な進出先の一つとなっており、いわば高等教育のグローバル市場の中心的位置を占めている。
- ・ これらのアジア諸国の中には、アジアの教育拠点（ハブ）を目指して、戦略的に外国の大学を受け入れつつ、自らも高等教育の海外展開を図る動きもある。
- ・ 国境を越えて提供される高等教育の受入国（アジア諸国）及び提供国（米国・英国・豪州等）の双方において、学習者等の保護や競争力強化等の観点から、こうした教育に係る質保証の取組が見られる。

（２）国際機関における質保証等に関する検討の開始

以上のような国際情勢を背景として、世界貿易機関（WTO）等において高等教育の提供が貿易自由化交渉の対象となるとともに、国境を越えて提供される高等教育に係る学習者等の保護の在り方など、高等教育の国際的な質保証を検討することが世界的な重要課題となっている。その背景には、学習者等が、外国の高等教育機関の制度的位置付けや教育の質について、正確な情報を得て的確な判断を行うことは、自国の機関の場合以上に困難であること、質の低い教育提供者によって学習者等が被った損失を事後的に回復することは容易でないこと、各国が自国の高等教育システムの国際的な信頼性や競争力を維持し、学位・単位等の国際的通用性を高める必要があること、等がある。高等教育のグローバルな展開においては、学習者等の保護の観点のみならず、競争力強化の観点からも、教育の質保証が焦点となっている。

WTO において貿易交渉の対象となっていることに見られるように、高等教育の提供に当たっては、消費者としての学習者個人が将来の職業・収入等を通じて受益するという側面がある。また、同時に、社会に必要な人材の育成、人類共通の知的資産の創造と継承、これらを通じた社会貢献など、社会全体にとって公益性の高いものであることは言うまでもない。高等教育の提供の貿易自由化に積極的な諸国にあっても、こうした高等教育の公共性を否定する国は一つもない。このため、国境を越えて提供される高等教育の在り方については、ユネスコ等の国際機関において教育的視点からの議論が行われることが不可欠である。

我が国は、国境を越えた高等教育の提供に関し、自由化と質保証とが共に推進されるよう、WTO の教育サービスの貿易自由化交渉において、教育の質の維持・向上及び消費者保護の視点が重要との立場を明らかにして、各国との交渉を続けている。一方、ユネスコや OECD において、教育的視点から質保証の課題への国際的取組が推進されるよう、提案を行ってきている。

国境を越えて提供される高等教育が多くの国々にとって有益なものとなるためには、国ごとに異なる教育制度を前提とした相互理解と協力の精神に基づいた、国境を越えて提供される高等教育の質保証に関する指針となる諸原則等を国際的に探求する取組が求められている。このため、ユネスコや OECD 等において、我が国からの提案等も踏まえ、このような指針策定の検討を開始するところである。

(3) 大学の質保証に係る国際的な情報提供の枠組み作りの模索

国ごとの高等教育制度の差異等により、

- ・ 提供される教育の質を判断したり、学位等の国際的通用性を確保したりすることが困難であること、
- ・ 米国や豪州でも既に問題として指摘されている、いわゆるディプロマ・ミル又はディグリー・ミルなど高等教育機関として認められていない質保証の不十分な教育提供者から学習者等を保護する必要があること、

等から、各国間の協力による大学の質保証に係る国際的な情報提供の枠組みづくりが重要課題となっている。このため、我が国は、ユネスコ及び OECD において、国際的な情報ネットワークの構築の必要性を提唱したところである。

2. 我が国における国境を越えた高等教育の質保証等に関する検討の必要性

国境を越えた高等教育の提供は、世界的に拡大する教育需要に対応した選択肢の拡大、グローバルな知的ネットワークの強化等の意義を持つ。我が国にとっては、国際化による教育研究水準の更なる向上や国際的な人材の育成を図るとともに、知的国際貢献を果たしていく重要な機会となり得るものである。

一方、我が国の現状では、留学生交流以外の形態での高等教育の国際展開はあまり進んでいない。特に、我が国近隣の東アジア・東南アジア地域において、米国、英国、豪州等の大学が活発に国際展開するなか、我が国の大学の存在感は薄い。また、国内外の学習者や雇用者等の視点から、我が国の大学が十分な魅力や競争力を発揮できていないとの声も聞かれる。

我が国の大学が、高等教育のグローバル化の趨勢に取り残されることなく、教育研究の一層の水準向上を図り、国際的に活躍できる人材を養成するなど、我が国はもとより諸外国の学生や企業等にとってより魅力的な存在となることが求められている。このためには、国内外に開かれた高等教育機関として活性化し、国際的な大学間の競争と協働を通じて、持てる潜在力を十分に発揮していく必要がある。したがって、海外拠点、e ラーニング、諸外国の大学との提携等により、我が国の大学が国際的に通用する教育研究を推進し、戦略的な国際展開を図れるよう、その条件整備の一環として、国境を越えて提供される高等教育の質保証等の検討が急務となっている。

また、学習者・雇用者等にとって、我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等により、国際的な教育の選択肢が拡大することは、基本的に望ましいことであり、国境を越えて提供される高等教育の質保証等の在り方を明確化することが求められている。

我が国の大学の質保証に関しては、従来からの大学の設置認可等に加え、学校教育法の改正により平成16年度から導入される第三者評価制度等によって、継続的な質保証のための新たなシステムの整備が進むこととなる。高等教育のグローバル化に対応するためには、新たな質保証システムによって国際的にも通用する教育研究の質を確保できるよう、第三者評価制度の確立が求められている。さらに、国境を越えて提供される高等教育の取扱いなど国際的な大学の質保証の在り方について検討することが喫緊の課題になっている。

また、我が国の大学の信頼性や通用性を国際的に高めるため、日本の大学制度や各大学に関する情報を含め、広く質保証に係る情報を海外へ発信していくことが必要である。他方、諸外国の大学の評価、質保証制度及び学位等に関する情報を収集・提供していくとともに、世界の各地において政府間あるいは評価機関等で進められつつある高等教育の質保証に関する国際的協力の検討や試行など、海外の最新動向に関する情報を的確に把握することも肝要である。

さらに、引き続き、大学の質保証に関する国際的なシステムの構築に向けたユネスコ・OECDにおける検討など国際的取組に参加・貢献していくことが重要である。

．我が国にとっての検討課題

以上のような国際的な情勢及び我が国の状況を踏まえ、グローバル化する社会・経済の要請に応え、高等教育が国境を越えて展開する時代に対応し得るよう、我が国の大学の教育研究の質の維持向上、国際競争力の強化、学位等の国際的通用性の確保、学習者等の保護、多様な教育の選択肢の拡大、知的国際貢献等を図る観点から、国際的な大学の質保証の在り方について検討することが喫緊の課題となっている。

このため、国際的な大学の質保証システムの構築に向けた主要な検討課題として、我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る質保証等の在り方、大学のeラーニングによる国際展開に係る質保証の在り方、大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等につき審議を行い、以下の通り、今後の取組に関する考え方を取りまとめた。

．主要課題への取組の考え方

1．我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る質保証等の在り方

(基本的考え方)

国境を越えて提供される高等教育の世界的な趨勢に対応し、我が国の大学が、諸外国の大学との競争と協働を通じて、国際的に通用する教育研究を推進し、戦略的な国際展開を図れるようにする必要がある。また、外国の大学の日本校等については、一定の要件の下、国際的で多様な教育の選択肢の一つとして、学習者等に資するような制度上の取扱いが求められている。こうした条件整備の一環として、我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る質保証等の在り方について検討する必要がある。

大学設置基準は、我が国において大学として設置され、教育研究等の活動を行うに当たり、最低限必要とされる基準である。我が国において大学として設置される場合、当該基準における要件を満たして設置認可を受ける必要があること、設置後も、その教育研究等に関する自己評価及び第三者評価による継続的な質保証を行うことが、我が国における大学の質保証制度の基本となっている。近年、設置基準の大綱化や設置認可の弾力化が進み、大学としての最低限必要な質を担保するこの制度の下で、特色のある大学が設置され、多様な教育研究活動を展開することは十分可能になっている。

我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る取扱いについて検討する場合も、この質保証制度の基本の上に立って検討を進める必要がある。

他方、海外においては、大学が設置された当該国以外の地においても当該国の大学として学位授与等につながる教育の提供を行っている実情がある。我が国の大学においても、国際的に通用する教育研究によって戦略的な国際展開を図れるよう、また、国際展開が却って我が国の大学制度への信頼性を損なうことのないよう、その質保証の在り方について検討することが必要である。また、外国の大学が我が国において提供する教育については、一定の要件の下、国際的で多様な教育の選択肢の一つとして学習者等に資するよう位置付けることを検討する必要がある。以上のような基本的考え方に立って、我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る取扱いについては、上述の質保証制度の基本を踏まえた上で、必要に応じて、現行制度又はその運用を一部見直すべきである。

(1) 我が国の大学の国際展開について

(検討の視点)

我が国の大学の国際展開については、

- ・大学の国際化の拠点となり、国際的に通用する教育研究の推進に役立つこと、

- ・ 国際的に活躍できる人材の養成につながり得ること、
 - ・ 諸外国の人材育成に資する知的国際貢献となること、
 - ・ 留学に比べ生活費等の面で学生負担の軽い教育の選択肢を提供できること、
 - ・ 海外での学生確保や留学希望者の開拓につながること、
- 等の利点があると考えられる。

他方、その課題としては、

- ・ 我が国の大学の国際展開によって、却って我が国の大学制度への信頼性を損なうことのないよう、質保証の在り方について検討する必要があること、
 - ・ 当該国における通用性の確保が必要であり、現地の諸条件に対応できる柔軟性も必要であること、
 - ・ 大学にとって進出に係るリスク及びコストが伴うこと、
- 等が挙げられる。

このような利点及び課題を踏まえ、以下のような教育制度上の取扱い及び質保証のための対応が必要である。

(具体的な方策)

今後、我が国の大学の戦略的な教育研究活動の進展に伴い、我が国の大学が外国において学位授与等につながる教育の提供を行うことを想定した大学、政府、評価機関の取組みが求められる。

具体的には、我が国の大学が外国において提供する教育についても、大学自身が自己点検・評価の対象に含めるなど質保証に責任を負うとともに、政府及び第三者評価機関もその情報を把握し、質保証に一定の役割を果たす必要がある。例えば、我が国の大学が外国において学位授与等につながる教育の提供を行うに当たっては、政府が必要な制度上の整備を行うとともに、認証評価機関による評価の際には、大学の自己点検・評価を踏まえつつ、当該外国における教育活動等を視野に入れた評価が行われるようにするといった方策が考えられる。

(2) 外国の大学の日本校等について

(検討の視点)

外国の大学の日本校等については、

- ・ 我が国の学習者にとって多様な教育の選択肢の提供に資すること、
 - ・ 高等教育の一層の国際化に貢献し得ること、
- 等の利点があると考えられる。

他方、その留意点としては、

- ・我が国の制度上は、専修学校その他と法的位置付けが一樣ではないこと、
- ・外国大学日本校等の中には、例えば、日本国内での学修のみで課程を修了できるものと外国の本校での学修を要するものがあるなど、その実態は様々であること、等が挙げられる。

このような利点及び留意点を踏まえ、以下のような教育制度上の取扱いをする必要がある。

(具体的な方策)

外国大学日本校等に係る我が国の教育制度上の取扱いを明らかにする必要がある。

外国大学日本校等の関係者が我が国の学校教育法に基づく大学としての設置を目指す場合、大学設置基準等に基づく設置認可の道が大学設置を目指す他の者と同様に開かれており、申請者の国内外の差別なく大学設置を目指す他の者との取扱いをすることになる。

他方、我が国の学校教育法に基づく大学としての設置を目指さず、外国の大学として我が国において教育を提供することを求める場合、異なる教育制度に基づき、既に外国において設置された大学が、我が国において教育活動を展開するというようになる。現在、我が国の教育制度においては、外国の大学に留学する場合や外国の大学が行う通信教育を我が国において履修する場合の学修成果が、学修歴に応じ、大学院入学資格や単位互換等により我が国の教育制度に接続されている。これを踏まえ、いわゆる外国大学日本校等のうち、教育の提供主体が真に外国の大学であること(当該外国において正規の大学として認められていること)、我が国において提供される教育の課程が当該外国の大学の課程であることなど、一定の要件を満たすことが確認できる場合には、外国の大学に留学する場合等と同様に、大学院入学資格や単位互換等により我が国の教育制度と接続するための措置を構ずるよう検討すべきである。

2. 大学のeラーニングによる国際展開に係る質保証の在り方

(基本的考え方)

eラーニングについては、その定義・用法が確立しているわけではないが、一般的にはインターネット等の情報技術(IT)を利用した遠隔教育を指す言葉として広く使われるようになってきている。しかし、現状の我が国の大学は、国内においてもeラーニングを十分に活用し得ておらず、未だ国際展開にその潜在力を生かすには至っていない。すなわち、我が国の大学の場合、学内における教育手段の一つとしてはeラーニングの活用はかなり普及しているものの、単位・学位等につながる本格的な遠隔教育としてeラーニングを学外へ提供することは進んでいない。また、eラーニングによる海外への教育提供に着手する萌芽的動きは見られるものの、本格的な海外展開はまだこれからの課題である。したがって、個々の大学による取組に加え、大学間連携や

産官学連携等の組織的取組により、我が国の大学による e ラーニングの推進を図るとともに、国際的に通用する質の確保を図っていくことが肝要である。

一方、海外の e ラーニングによる教育提供者については、大学と他の教育事業者の提携、複数の国の大学等の連携によるコンソーシアムなど、多様な形態による新たな教育提供者が出現している。こうしたなか、いわゆるディプロマ・ミル又はディグリー・ミルなど高等教育機関として認められていない教育提供者の問題を含め、我が国の学習者等がその質を判断することは容易ではない。

したがって、我が国の大学が e ラーニングによる海外展開に取り組む条件整備を図るとともに、海外から提供される e ラーニングの学習者等の保護を図るため、適切な質保証の仕組みを確立する必要がある。

(1) 我が国の大学の e ラーニングによる海外展開について

(検討の視点)

我が国の大学の e ラーニングによる海外展開については、

- ・ 我が国の科学技術力やコンテンツ制作力等を生かした形で教育の国際市場に参入することが可能であること、
 - ・ 条件次第で初期投資や運営経費の面で効率的に教育を提供できる可能性も内包していること、
 - ・ 海外の学生にとって、留学に比べ、制度上の手続き、生活費等の所要経費等の面で、学生負担が軽減される場合があること、
- 等の利点があると考えられる。

他方、その課題としては、

- ・ 学習過程、成績評価、学習支援等に関し、対面教育と異なる視点や配慮が必要であること、
 - ・ e ラーニングのためのコースデザインなどを行う専門家が必要であること、
 - ・ 日本語以外の言語による教材の作成が必要であること
 - ・ 国内において提供している教育と同等の質を保証するのみならず、国際的な通用性を確保する必要があること、
- 等が挙げられる。

このような利点及び課題を踏まえ、以下のような質保証のための対応が必要である。

(具体的な方策)

我が国の大学が我が国及び海外の学習者を対象とした e ラーニングによる教育活動に積極的に取り組めるよう、その教育の質及び国際的通用性を確保する観点から、質保証の推進を図る必要がある。

我が国の大学が、国内外を問わず e ラーニングによって教育を提供する場合、一義的には、当該大学自身がその教育の質に責任を持てるよう、学内における質保証の仕組み等の整備を奨励する必要がある。

また、各大学の e ラーニングによる教育活動の積極的な展開と教育の質の改善を支援し、学内の質保証の取組を検証できるようにするため、e ラーニングに関するグッド・プラクティスを促進するような各大学の自己点検・評価及び第三者評価の在り方を検討する必要がある。

自己点検・評価及び第三者評価の際の評価項目の検討に当たり、適切な組織体制、学生支援、学習環境、学習過程、成績評価等について、教育の質保証に共通する要素とともに、e ラーニングという教育提供方法の特性を考慮に入れた検討が行われるべきである。

(2) 外国の大学等の e ラーニングによる教育について

(検討の視点)

外国の大学等の e ラーニングによる教育については、

- ・我が国の学習者にとって多様な教育の選択肢の一つとなり得ること、
 - ・高等教育の一層の国際化・情報化に貢献し得ること、
- 等の利点があると考えられる。

他方、その課題としては、

- ・我が国の評価機関等による評価は困難であり、当該外国による質保証の状況が重要となること、
 - ・外国の質保証制度、教育提供者の制度的位置付け、教育の評価結果等について、我が国の学習者や大学等が参照できる情報の提供が必要であること、
 - ・外国の教育制度に基づく e ラーニングによる学修の単位について換算の問題があること、
 - ・従来の教育提供方法と比較して、容易に国境を越えるという e ラーニングの特性から、これまでと異なる多様な形態(大学と他の教育事業者の提携、複数の国の大学等の連携によるコンソーシアム等)による教育の提供が広まりつつあること、
- 等が挙げられる。

このような利点及び課題を踏まえ、以下のような質保証のための対応が必要である。

(具体的な方策)

まず、制度等に関する情報、例えば、各国の質保証制度、認可やアクレディテーション等の状況、評価結果、教育課程等に関する情報を、我が国の学習者や大学等が利用できるよう、情報の収集及び提供の体制整備を図ることが必要である。

さらに、教育内容等に関する情報、例えば、学習過程、成績評価、学習支援等に関する情報の収集・提供についても、学習者や大学等のニーズに応じて行われるようにするためには、どのような情報収集・提供の体制が必要か、検討に着手すべきである。

また、我が国の大学の e ラーニングに関する点検・評価項目が作成されれば、我が国の学習者や大学等が外国の大学の e ラーニングによる教育の質について判断する際にも、それを基準の一つとして活用し得る。

3 . 大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等

(基本的考え方)

学生等の国際的移動及び国境を越えた高等教育の提供の進展に伴い、各国の大学等の位置付けやその学位等の国際的通用性が課題になっている。このため、大学、学習者、雇用主等社会一般が活用できる信頼性の高い情報の収集・提供を行う国際的なネットワークを整備することが必要である。

このような国際的な情報ネットワークの整備により、学習者等のニーズに適合した高等教育の選択肢を見出すことが容易となる一方、いわゆるディプロマ・ミル又はディグリー・ミルなど高等教育機関として認められていない質保証の不十分な教育提供者に対する学習者等の自己防衛を支援することも可能となる。

また、我が国にとって、国際的に活躍できる人材の養成は喫緊の課題であり、国内外の大学間における学生の流動性を高めることはその一助となるものである。国際的な情報ネットワークの構築は、単位互換や学位等の国際的通用性を促進するとともに、国際的に大学間を移動する学生のための情報提供に資するものであり、国際的な人材の育成という観点からも意義がある。

我が国は、ユネスコやOECDにおいてこうした国際的な情報ネットワークの構築の必要性を提唱したところである。引き続きこの面での国際的イニシアチブを発揮するとともに、我が国の大学及びその質保証に係る情報の発信並びに海外の情報の収集及び我が国内への提供のための体制を整備していく必要がある。その際、欧米等における質保証・学位等に関する情報提供機関等の取組をも参考にすべきである。

(1) 国際的な情報提供等に係る我が国の取組体制の整備の必要性
(具体的な方策)

大学の質保証に関する国際的な取組の推進に貢献するとともに、我が国自身の取組体制を整えるため、政府、評価機関、大学等を含む関係者間の連絡協議や情報交換等を強化する必要がある。

その上で、まず、例えば欧州の ENIC(ヨーロッパ情報センターネットワーク) NARIC (全国学術承認情報センター)ウェブや、米国の USNEI(米国教育情報ネットワーク)などのように、我が国の教育制度を踏まえた大学の質保証に関する正確な情報を体系的に提供できるよう、政府、大学、評価機関等関係機関のウェブ・サイトをリンクするとともに、我が国の大学の質保証に関するポータル・サイト(総合的な情報窓口の機能を果たすウェブ・サイト)が必要である。その際、各機関が提供する情報の内容・定義やフォーマット等の調整を図っていく必要がある。

また、我が国の政府、評価機関、大学等の各情報提供機関においては、国内のみならず海外に対しても、大学における教育活動等に関する積極的な情報提供に努めることが肝要である。その際、例えば以下のような観点に留意すべきである。

- ・各大学においても、ウェブ・サイトを作成する際には、学部・学科単位のきめ細かな情報の提供を行うなど、内容の一層の充実等を図り、重要な情報提供手段として更なる活用を図る。
- ・大学の質保証という観点から、例えば索引を工夫するなど、利用者が情報を入手・活用しやすいような情報提供の在り方を奨励する。
- ・情報提供の対象がどこなのか(世界全体か、特定地域か、それとも特定国か。)を意識する。
- ・情報の内容、使用言語等について工夫する。当面、英語による情報提供の充実が急務である。

さらに、欧州の ENIC-NARIC などのように、諸外国においては、国内外の教育制度等に関する情報の収集・提供のための体制整備が進んでいるところである。我が国においても、国内の大学や大学評価に関する情報の海外への発信、諸外国の大学や評価・学位等に関する情報の収集・提供など、大学評価等に関する国内外の情報を集約し、国際的な大学の質保証に関する我が国の情報ネットワークの中核となるセンター的機能が必要である。

大学の質保証に関する国際的協議に積極的に参加・貢献するとともに、我が国の大学の国際競争力及び学位等の国際的通用性を確保するためにも、政府、評価機関、大学等を含む関係者間の連携協力の強化が必要である。

例えば、

- ・ユネスコ及び OECD における検討への対応
- ・世界 6 地域の学位認定条約の枠組み等における各国の動向把握

・高等教育の質保証機関の国際ネットワーク（INQA AHE）欧州及びアジアにおける大学や大学評価機関のネットワーク等の国際的取組の展開等の把握などについて、そうした連携協力の強化が必要であると考えられる。

（２）大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築に向けて （具体的な方策）

世界各国の大学等の設置認可やアクレディテーション等に関する情報、評価機関等が提供する情報、各大学が提供する情報等を組み合わせることにより、大学関係者、学習者、雇用主等社会一般を含む情報利用者が、大学等の制度的位置付け、その学位等の通用性、教育の質等について判断できる国際的な情報ネットワークを各国間の協力によって構築することが必要である。

このような国際的情報ネットワークの構築の第一歩として、各国の政府、大学、評価機関等関係機関のウェブ・サイトをリンクするとともに、大学の質保証に関する総合的な情報窓口の機能を果たせるような国際的ポータル・サイトが、例えば、ユネスコのような国際機関において作成されることが必要である。この場合、当面、既存の情報をできるだけ活用し、徐々に情報の内容・定義やフォーマット等の調整を図っていくなど、実現可能性に留意すべきである。

おわりに

以上の通り、本協力者会議の審議のまとめは、我が国の高等教育システムが、グローバル化の趨勢に積極的に対応し、国際的な大学間の競争と協働を通じて、国際的な人材の育成や教育研究の水準向上を図れるよう、その条件整備の一環として、国境を越えて教育を提供する大学の質保証等について、基本的考え方や具体的方策を示したものである。その内容は、一義的には政府による制度・政策面での条件整備を求めるものであるが、その最終的な成否は大学や評価機関等関係機関による実際の取組如何に拠る所が大きい。海外の状況を見ても、政府、大学、評価機関等による国際的取組が複雑に絡み合いながら、各国の高等教育の国際競争力の強化と学習者等の保護が図られているのが実態である。我が国の政府、大学、評価機関等関係機関が、連携しながら、大学の国際展開と学習機会の国際化に向け、教育の質保証等に積極的に取り組むことが期待される。

以上のような取組を踏まえ、我が国の大学の第三者評価制度等の質保証システムが、高等教育の質保証をめぐる国際動向に十分対応し、国際的に通用するシステムとして確立されていく必要がある。また、我が国の高等教育全体の質を向上し、競争力を強化するためには、学位・単位等の国際的通用性の確保を含む質保証システムの改善充実について、関係者による継続的な検討が行われることが大切である。

附属資料

国境を越えて教育を提供する大学の質保証について
- 大学の国際展開と学習機会の国際化を目指して -
< 審議のまとめ > (案) の概要

．検討の背景について

1．国境を越えて提供される高等教育とその質保証をめぐる国際情勢

国際的な大学間の競争と協働が進展（分校、提携、eラーニングなど）

WTO 等において高等教育の提供が貿易自由化交渉の対象となるとともに、高等教育の国際的な質保証を検討することが世界的な重要課題に

国ごとに異なる教育制度を前提とした相互理解と協力の精神に基づき、ユネスコや OECD を中心に国境を越えて提供される高等教育の質保証に関する指針を探求する取組が必要に
学位等の国際通用性の確保、ディプロマ・ミル等からの学習者等の保護の観点から、各国間の協力による大学の質保証に係る国際的な情報提供の枠組みづくりが重要に

2．我が国における国境を越えた高等教育の質保証等に関する検討の必要性

意義 ・世界的に拡大する教育需要に対応した選択肢の拡大、グローバルな知的ネットワークの強化等の意義

・我が国の教育研究水準の向上、国際的な人材育成、知的国際貢献を果たす機会

現状 ・留学生交流以外の形態での我が国の高等教育の国際展開はあまり進んでいない

・米国、英国、豪州等の大学がアジアにおいて活発に国際展開をするなか、我が国の大学の存在感は薄い

我が国の取組として求められるもの

- ・我が国の大学が、国内外に開かれた高等教育機関として活性化し、国際的な大学間の競争と協働を通じて、持てる潜在力を十分に発揮していく必要がある。このため、国際的に通用する教育研究を推進し、戦略的な国際展開を図れるよう、条件整備が必要である。
- ・その一環として、国境を越えて提供される高等教育の質保証等の検討が急務である。
- ・学習者等にとって、国際的な教育の選択肢の拡大は、望ましいことであり、国境を越えて提供される高等教育の質保証等の在り方の明確化が必要である。
- ・広く我が国の質保証に係る情報を海外へ発信していくことが必要であるとともに、海外の質保証に関する最新の動向の情報を的確に把握することも肝要である。
- ・大学の質保証に関する国際的なシステムの構築に向けたユネスコ・OECD 等の取組に参加・貢献していくことが重要である。

．我が国にとっての検討課題

我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る質保証等の在り方

大学の eラーニングによる国際展開に係る質保証の在り方

大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等

．主要課題への取組の考え方

1．我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る質保証等の在り方

(1) 我が国の大学の国際展開について

我が国の大学が外国において学位授与等につながる教育提供を行うことを想定した対応が必要である。

具体的には、外国において提供する教育について、国際的な信頼性・通用性を確保するため、大学自身が自己点検・評価の対象に含めるなど質保証に責任を負うとともに、政府及び第三者評価機関も情報を把握し、質保証に一定の役割を果たす必要がある。

(例) 政府：当該外国における教育提供を行う際に必要な制度上の整備。

認証評価機関：当該外国における教育活動等を視野に入れた評価の実施。

(2) 外国の大学の日本校等について

我が国の制度上の取扱いを明らかにする必要がある。

我が国の大学としての設置を目指す場合、既に内外無差別の道が開かれており、他の者と同一の取扱いをすることになる。

外国の大学としての教育提供を求める場合、既に外国において設置された大学が、我が国において教育活動を展開する点に着目し、一定の要件を満たすものについては、外国の大学として取り扱い、我が国の教育制度と接続のための措置を検討すべきである。

= 外国の大学へ留学する場合や外国の大学の通信教育を我が国で履修する場合の学修成果の現行制度上の取扱い(大学院入学資格や単位互換等)と同様に取扱うことを検討。

2. 大学のeラーニングによる国際展開に係る質保証の在り方

(1) 我が国の大学のeラーニングによる海外展開について

eラーニングに積極的に取り組めるよう、教育の質及び国際的通用性を確保する観点から、質保証の推進を図る必要がある。

大学自身が教育の質に責任を持てるよう、学内における質保証の仕組みの整備を奨励する必要がある。

eラーニングに関するグッド・プラクティスを促進するような各大学の自己点検及び第三者評価の在り方を検討する必要がある。評価項目の検討に当たっては、eラーニングという教育提供方法の特性を考慮に入れた検討が行なわれるべきである。

(2) 外国の大学等のeラーニングによる教育について

各国の質保証制度や学習過程等の情報を我が国の学習者・大学等が利用できるような情報収集・提供の体制整備が必要である。

我が国の大学のeラーニングに関する点検・評価項目が作成されれば、外国大学による教育の質の判断基準の一つとしても活用し得る。

3. 大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等

(1) 国際的な情報提供等に係る我が国の取組体制の整備の必要性

国際的な取組・協議に参加・貢献し、我が国自身の取組体制を整えるため、政府、評価機関、大学等を含む関係者間の連絡協議や情報交換等の連携協力を強化する必要がある。

我が国の大学の質保証に関する正確な情報を提供できるよう、政府、大学、評価機関等のウェブサイトをクリックするとともに、窓口機能を果たすポータルサイトが必要である。

政府、評価機関、大学等は、積極的な情報提供に努めることが肝要であり、その際、例えば索引を工夫したり、英語による情報提供を充実したりする等の点に留意すべきである。

大学評価等に関する情報の海外発信、諸外国の情報の収集・提供など、大学評価に関する国内外の情報を集約するセンター的機能が必要である。

(2) 大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築に向けて

大学等の制度的位置付け、学位等の通用性、教育の質等を判断できる国際的なネットワークを各国間の協力で構築することが必要である。

情報ネットワーク構築の第一歩として、総合的な情報窓口機能を果たせるような、国際的ポータルサイトが、ユネスコのような国際機関において作成されることが必要である。

参考資料

目次

- 国際的な大学の質保証について P 1 7

国際展開関係資料

- 諸外国における大学の設置認可，質保証制度の状況 P 1 9
- 自国の大学の海外分校・教育プログラム等の取扱い P 2 0
- 外国大学の分校・教育プログラム等の取扱い P 2 2
- 米国における高等教育の国際的展開に係る質保証 P 2 4
- 中国における高等教育の国際的展開に係る質保証 P 2 7
- 豪州における高等教育の国際的展開に係る質保証 P 2 9
- 日本の大学の海外教育活動の実例 P 3 2
- 外国の大学が日本で行う教育活動の実例 P 3 4
- 単位互換制度を設けている大学数及び国外での履修を認められた学生数 P 3 6

eラーニング関係資料

- インターネット利用動向 P 3 7
- eラーニングによる高等教育の質保証に関する提言項目の比較 P 3 8
- 諸外国におけるeラーニングの実態について P 4 0
- eラーニングをめぐる国際情勢～教育提供形態の多様化～ P 4 2
- eラーニングに関する実態調査集計結果〔メディア教育開発センター調査〕 P 4 3

国際システム関係資料

- ヨーロッパの高等教育の国際展開に関する現況 P 4 7
- アジアの高等教育の国際展開に関する現況 P 4 8
- 諸外国の学位制度 P 4 9
- 大学の質保証に係る国際的なネットワークに関する提言等 P 5 0
- ヨーロッパにおける情報提供事業の事例 P 5 1
- 米国における情報提供事業の事例 P 5 3
- 国公私立大学に関する情報の公開に関する規定（平成16年度～） P 5 4
- 国際的な質保証に関する情報ネットワーク イメージ図 P 5 5
- 大学の質保証に関する国際的な情報ネットワークにおいて日本の各機関が提供することがまれる情報項目案 P 5 6

国際的な大学の質保証について

「国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議」の設置（平成15年8月～）

我が国の大学の教育研究のグローバル化及び国際競争力の向上に資するとともに大学の質保証に関する国際的なシステムの構築に貢献していくため、学識経験者等の協力を得て、大学の海外分校問題、Eラーニング等、大学の国際的な展開に際する質保証の具体的方策について検討を進めているところ。

（背景）

- ・大学の海外分校やEラーニングなど高等教育サービスが国境を越えて提供され、国際的な大学間競争が進展
- ・高等教育の質保証に関する国際的な協議等が展開
- ・国内でも、各種提言等で国際展開に対応した質保証の在り方に言及
（「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月の中央教育審議会答申）
「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月の閣議決定）等）

（参考1）

【国際機関における国際的な大学の質保証に関する交渉・協議の主な状況】

WTO（世界貿易機関）

教育サービスについては、サービス貿易の一分野として、その自由化に関して交渉が行われており、なかでも高等教育が最大の焦点になっている。我が国としては、教育サービスの自由化に当たって、次の視点が重要との立場を明らかにし、各国との交渉を続けている。

- （ア）教育の質の維持・向上
- （イ）教育サービスを受ける消費者（学習者）の保護
- （ウ）学位・単位等の国際的な通用性の向上等

我が国の教育制度との関連で焦点となるのは、サービス供給形態の制限にあたる学校法人制度、米国が要求している米大学分校の学位承認等。

なお、米国大学分校問題については、日米二国間協議の一つである「日米投資イニシアティブ」においても、米国側関心事項として取り上げられ、意見交換が続けられている（直近は2003.11.5に東京にてWG開催）

その他国際機関での議論

WTO（世界貿易機関）における議論を受け、OECD/CERI（経済協力開発機構/教育研究革新センター）やユネスコ等において、高等教育における国際的な質の保証とアクレディテーション（適格認定）に関する研究プロジェクトを立ち上げ、専門家による調査研究を実施。その成果を踏まえ、本年4月に、ユネスコとの協力の下に、国境を越えて提供される高等教育の質保証のための指針作成のためのWGを立ち上げる予定。

【国際機関における国際的な大学の質保証に関する交渉・協議の主な状況】(続き)

ユネスコ(国際連合教育科学文化機構)

ユネスコでは、サービス貿易の自由化と高等教育との関連について情報交換を行うこと等を目的としたグローバルフォーラムが設置。そこでは、国境を越えて提供される高等教育に関する国際規範、国際的な質保証や学位等の資格認定の在り方について検討。

平成15年10月にパリで開催された第32回ユネスコ総会においても、国境を越えた高等教育の提供に関する指針原則の確立や、教育当局及び質保証機関を結ぶ地域・世界的な情報ネットワークの構築の確立の必要性等、高等教育の国際的な質保証の取組の重要性等について決議が行われたところ。

(参考2)

【国際的な大学の質保証に関する国内の関連答申等】

「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(答申)

(平成14年8月5日 中央教育審議会)(抜粋)

第3章 第三者評価制度の導入

8 国際的な質の保証の情報ネットワークの構築等

e-Learning など情報通信技術等を用いて国境を越えて提供される高等教育サービスが一層流通する時代が到来しつつあることを見据え、大学の質についての国際的な保証システムを構築していく必要がある。例えば、大学の質の保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等に関する検討の必要性に留意することが重要である。

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)(抜粋)

2 14年度重点計画事項

4 教育・研究

1 教育主体の多様化

(7) 海外から進出する大学など高等教育の国際的展開に対応した質の保証のあり方【平成15年度中に検討】

海外から我が国に進出する大学は、我が国の学生にとっては国際化に対応した教育の選択肢のひとつであるとともに、海外からの学生受入数拡大の観点からも有意義である。しかし、これらの「大学」は、我が国の大学としての認可を受けておらず、消費者の混乱を招いている面がある。

したがって、大学の質保証及び消費者保護の観点から、例えば、国内の第三者評価機関が海外大学についても評価し得るようにするなど、高等教育の国際的展開に対応した質の保証の在り方について検討する。(教育ウ21)

諸外国における大学の設置認可，質保証制度の状況

国名	アメリカ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	中国	マレーシア	シンガポール		
大学数	2,450('02)	90('02)	168('00)	40('04)	597('01)	38('02)	3('03)		
国連邦立	-	89	...	1	100	18	2		
州立	622	-	140	36	-	-	-		
公立	-	-	-	-	495	-	-		
私立	1,828	1	28	36	2	20	1		
設置認可	主たる機関種	私立大学	国立大学	州立大学	州立大学	国公立大学	国立大学 私立大学	国立大学 私立大学(国が出資)	
	大学の設置認可	州が認可	国王の設立勅許状	州が設置	州が設置	国が認可	国が設置 教育大臣が認可	国が設置	
	学部等の新設・改廃	州政府の認可 (アクレディットされた大学の場合、当該アクレディテーション団体への届出だけの州もある)	大学の自由	州が認可	大学の自由	国に届出 (設置認可の際認定された分野の範囲)	国の許可 国に届出	大学の自由	
	学生定員	大学の自由	高等教育財政カウンスルとの契約・財政措置で管理	州によっては ・大学の自由 ・州の認可	連邦政府との契約(財政措置)で管理	国が大学ごとに総定員を定め、その中で大学が各学部等の定員を決定し、国に届出	国が管理 大学の自由	国が管理	
質保証制度	質保証機関	各アクレディテーション団体	研究評価： 高等教育財政カウンスル(HEFCE)	教育評価： 高等教育質保証機構(QAA)	アクレディテーション委員会の認定を受けた各種アクレディテーション団体	豪州大学質機構(AUQA)	教育部	なし LAN (National Accreditation Board)	(セルフ・アクレディテーション)
	質保証機関の性格	民間(大学や専門職団体などが組織)	準政府機関	非営利法人	州政府出資の公共法人、財団、社団等	非営利法人	国	政府機関	-
	開始時期	20世紀前半	1986年	1992年	2000年	2003年	2003年	1996年	-
	義務付け	なし (但し、プログラムアクレディテーションが専門職資格取得と連動する分野・州あり。)	有	有	有	有	有	なし (但し、学位を出すものについては義務)	-
備考	設置者別の学生の割合は州立が約7割、私立が約3割 機関別評価と専門分野別評価がある 設置認可の更新制を採っている州の中にはアクレディットを認可更新時の審査免除要件としている例あり	-	QAAは、HEFCEと契約を結んで教育評価を実施	アクレディテーション委員会とは、各州の行政協定の締結で設置された各州文部大臣会議・大学学長会議の附属機関 評価対象は学士・修士の課程のみ	-	評価は教育活動を対象 1994年から本格的に開始した 地方による大学評価が2003年から現在の形態になった。	-	-	

出典(大学数)

アメリカ・イギリス：教育指標の国際比較(平成16年版) ドイツ：連邦教育研究省 Grund- und Strukturdaten 2001/2002 オーストラリア：在日本オーストラリア大使館ホームページ等
中国：教育部「中国教育統計年鑑2001」及び中国教育年鑑編集部「中国教育年鑑2002」 マレーシア：マレーシア教育省提供資料等 シンガポール：シンガポール教育省ホームページ等

自国の大学の海外分校・教育プログラム等の取扱い

	アメリカ	イギリス	オーストラリア
政策的背景	<p>ア krediyttされた米国大学の教育内容が分校においても維持されるよう、分校も当該大学機関の活動の一部と位置づけ、分校プログラムへの本校の責任を要求。</p>	<p>英国の高等教育の競争力強化とブランド維持のため、任意制の海外監査や行動規範による助言を実施。</p> <p>なお、英国は自国の教育宣伝においてブランド化を重視しており、その輸出戦略において質保証を英国の強みとみなしている。</p>	<p>豪州の多くの大学が、本校から遠く離れた海外等において他の機関との提携等により教育プログラムを提供している実情をかんがみ、豪州の高等教育のブランド維持のため、全国的共通性を持った質保証を図るべく、連邦各州教育担当大臣会議が採択した「高等教育の認可過程に関する全国的取決め」(ナショナル・プロトコール)の一つ、プロトコール4「他の機関との提携による教育の提供」により、豪州の大学の海外展開等に係る質保証の方針を示した。</p>
当該国内の大学との認可基準の異同	-	-	-
自国の大学の海外分校等の認可制度等	<p>州政府による認可制度をとっているか州毎に様々。(ペンシルバニア州あり、NY州なし)</p> <p>ア krediyttされている大学以外の州内大学には、州外に分校設置は許可していないところもある。(カルフォルニア州)</p>	<p>英国の大学の広範な自律性の一環として、海外での教育提供・学位授与については大学の自由裁量。</p>	<p>海外キャンパス・海外プログラム の設置は、各大学理事会の権限によって行い得るものであり、認可を要しない。</p>
認可以外の質保証システム等	<p>自地域内の大学が州外(海外含む)に分校設置もしくは、教育プログラム提供する場合は、ア krediytt ーション団体からの事前または直後にア krediytt が必要。その際、基本的に分校の現地視察もあり。(6地域ア krediytt ーション団体)。</p> <p>分校ア krediytt 後は、本校の一部として本校と同様にア krediytt される。(6地域ア krediytt ーション団体)</p>	<p>英国の大学が海外で現地機関との提携等によって行っている教育提供について海外監査あり。</p> <p>他機関との提携による教育提供について、英国の大学の質保証の行動規範を作成し、大学への助言として示すとともに、海外監査のチェックポイントとして参照。</p>	<p>豪州大学質機構による質監査の一環として海外監査が行われている。毎年度10大学の監査を行うが、海外訪問調査はその半分にも満たない。</p> <p>2005年から何らかの形で海外監査が強化される予定。</p>
質保証を担う機関	ア krediytt ーション団体	高等教育水準保証機構(QAA)	豪州大学質機構(AUQA)
義務制or任意制	義務制(本校をア krediytt している団体が要求)	任意制	義務制
周 期	本校の一部として周期的に機関評価	不定期	5年ごと
対 象	機関毎		
	プログラム毎		
当該国大学の学位授与	<p>米国大学(本校)の学位</p> <p>但し、本校で扱っていないプログラムの場合は、分校の学位が出るが、その学位は本校と同等の学位と看做される(NWCCU)。</p>	英国大学(本校)の学位	豪州大学(本校)の学位授与

自国の大学の海外分校・教育プログラム等の取扱い

中国	マレーシア	シンガポール		
中国国内の高等教育機関による海外進出が近年増加傾向にあり、それを規範化すべく、「改革開放と教育・科学技術の発展成果を外国に伝え、中国文化を発揚し、国際的地位と評価を高める」という方針の下、「高等教育機関海外進出暫定管理方法」を制定し、国は高等教育機関が広い専攻領域で海外進出することを奨励。	公立高等教育機関においては「輸出産業化」をはかる方向はなく、まずは、十分に供給が足りていない自国の学生の受け入れと人材開発に政策が向いている。ただし、法人化された一部の公立大学では、外国向けの訓練サービス等を自国で行うなど、一部輸出産業化への一定の動きは見られる。	シンガポールを教育のハブとするという戦略のなかで、海外にフランチャイズを展開するなど、教育サービスの「輸出」の一翼を担っている	政策的背景	
不明	-	-	当該国内の大学との認可基準の異同	
学部以上の機関等を設置する場合は国の審査承認が必要 単独設置、当該国機関との共同設置いずれも可	海外分校等のための特別な認可制度は無い 認可・認定はその教育プログラムの行われている場所を限定して出されるため、仮に認可を受けた場所以外で展開をする場合には、改めて認可が必要	海外分校等のための特別な認可制度は無い	自国の大学の海外分校等の認可制度等	
学位授与権を持つ大学に対しては、定期的に水準を審査、不合格の場合は授与権取り消しもある。	-	(教育サービス機関の質保証) Singapore Quality Class for Private Education Organisations 独自の最低基準を設け、合格した教育サービス機関は、ロゴの使用を認めると同時に、外国学生獲得枠の倍増、VISA費用の免除などの特典が与えられる。	認可以外の質保証システム等	
国务院学位委員会	-	(Spring Singapore)	質保証を担う機関	
義務制	-	(任意制)	義務制or任意制	
不明	-	(不定期)	周 期	
	-	()	機関毎	対 象
	-		プログラム毎	
共同設置の場合: 当該国大学の学位 単独設置の場合: 当該国の制度による 「学位相互認定協定」がある国の場合: 当該国の学位と同等と認定	-	-	当該国大学の学位授与	

外国の大学の分校・ラム等の取扱い教育プログラム

		アメリカ	イギリス	オーストラリア
政策的背景		州民の保護のため。(メリーランド・オレゴン) 分校設置の場合も新規大学設置と同様の手続きを要求しているのは、本校が海外の何処にあるかと、州内で評価・調査の資料が全て入手できないと問題であるため。(カリフォルニア州)	英国内の非大学機関に学位授与権を認定する大臣命令制度は、英国内の外国系大学をも対象としている。 認定を受けていない外国の大学等の活動は、禁じられていないが、何ら特別な位置付けも与えられていない。	豪州で高等教育を提供する外国の大学の運営に関する取扱いが州によりまちまちであったこと等により、全国的共通性を持った認可・質保証制度を整備すべく、連邦各州教育担当大臣会議が採択した「高等教育の認可過程に関する全国的取決め」(ナショナル・プロトコール)の一つ、プロトコール2「豪州における営業を求める外国高等教育機関」により、外国の大学の豪州内における営業許可に関する方針を示した。
当該国内の大学との認可基準の異同		同	-	異
外国の大学分校等の認可制度等		外国の大学分校のための特別の認可制度なし。(カリフォルニア、オレゴン、メリーランド、NY州) 外国の大学分校と州外大学の自州への分校設置は同様の基準で設置認可。それらは基本的には、自州内の大学新設と同様。(カリフォルニア、オレゴン、メリーランド、NY州) 外国の大学が自州内での活動を許可するための基準を別途設けている州もある。(ペンシルバニア州) 自州内の既存の大学との提携によるジョイント・ディグリーの場合は、ホスト校である自州大学が責任を持つことになり、基本的に州認可等は不要。	勅許状又は法律により設立されている自国の大学とは別。 法律の規定に基づき、大臣命令によって学位授与権の認定を受けることが可能。 また、英国大学のヴァリデーションを得ることによって、当該英国大学の学位が授与されるプログラムを提供することが可能。	プロトコール2に基づく州法に従って、州政府が「外国の大学」として営業許可(許可は定期的に見直し・更新)。 「プロトコール1」に基づく州の個別立法により、「豪州の大学」として設立される道もある。
認可以外の質保証システム等		外国の大学分校のための特別のアクレディテーション基準なし。(6地域アクレディテーション団体) 前例がない。 (WASC, NWCCU, NEASC, NCA) 自地域内の既存の大学との提携によるジョイント・ディグリーの場合は、ホスト校である自地域内大学が責任を持つことになり、アクレディテーション内容のSubstantive Changeの手続きが必要。(WASC)	外国の大学は、対象外。 〔英国の大学は、評価(研究評価及び教育評価)を受ける。〕	-
質保証を担う機関		アクレディテーション団体、教育長官に認定された州政府 (例: NY Board of Regents)	〔(a) 高等教育財政カウンスル(HEFCE)(研究評価) (b) 高等教育水準保証機構(QAA)(教育評価)〕	-
義務制or任意制		新規設立の場合: 任意制 既にアクレディットされている(州内受入れ)大学: 提携して受入れる場合は内容変更にあたるので義務制	(義務制)	-
周 期		変更を行った時点で初回の評価、その後は通常の機関評価の周期	〔(a) 5年に1回、 (b) 6年に1回(3年目に中間評価)〕	-
対 象		機関毎	()	-
プログラム毎				-
外国の大学の学位授与		基本的には外国の大学本校の学位授与(ただし前例はない。)	認定やヴァリデーションを受けていれば英国の学位。同時に外国のアクレディテーションを受けた外国の学位でもある場合も、認定やヴァリデーションがない場合、外国の学位授与は禁止されないが、認定はない。	外国の大学としての学位授与 「プロトコール1」に基づく州法によって設立された大学は「豪州の大学の学位」を授与(ただし前例はない)。

外国の大学の分校・ラム等の取扱い教育プログラム

中国	マレーシア	シンガポール		
2001年12月に世界貿易機関(WTO)に正式加盟し、今後対外開放が進むとの予測も相まって、外国の優れた教育資源を積極的に導入するという基本方針の下で制定された「中外共同学校設置条例」に基づき、外国高等教育機関の中国進出に係る取扱いがなされている。	十分に供給が足りない自国の学生の受け入れと人材開発に政策が向いていること、自国の高等教育を国際的なハブとしていくこと、このようなことから、積極的に外国の大学の受入れを行っている。	学士課程は公共セクターの役割とし、シンガポールへの進出を一切認めていない。 〔Economic Review Committee〕が、シンガポールを教育のハブとして位置づけ、経済開発庁(EDB)の主導の下で、消費者としての私費外国人学生獲得を目的とした世界トップ大学の誘致(大学院レベル)、私的教育サービス機関の認定など産業政策としての側面が強い。	政策的背景	
同	異	無し	当該国内の大学との認可基準の異同	
中国の大学との共同設置を条件とし、学部以上の機関の設置認可については国が行う。	適切な運用が可能か否かの事前審査の後、マレーシア政府より Invitation(招待)が出され、その上で設置の審査を行い、教育大臣により認可される。 外国の大学との共同プログラムは、実施形態により、運営実績を数年積まなければ認可されないものもある。	外国の大学分校等のための認可制度は無し。 〔大学院レベルでは経済開発庁(EDB)が世界のトップ大学を誘致の事例あり 以外では教育サービス産業としての枠組みであれば活動可能〕	外国の大学分校等の認可制度等	
無し。但し導入に向け検討中	(a) 「最低基準」 ・認可後5年以内に当該プログラムを開始し、学術的な資格を授与する前に定められた最低基準を満たしているかどうかを審査。 (b) アクレディテーション ・「最低基準」よりも審査基準は高めであるが、国内の大学を審査する際の基準と同じ。	〔(a) 特に無し。 (b) Singapore Quality Class for Private Education Organisations 独自の最低基準を設け、合格した教育サービス機関は、ロゴの使用を認めると同時に、外国学生獲得枠の倍増、VISA費用の免除などの特典が与えられる。〕	認可以外の質保証システム等	
-	LAN (National Accreditation Board) ((a)・(b))	((b) 任意制)	質保証を担う機関	
-	(a) 義務制 (b) 任意制(但し、学位を授与するプログラムについては義務)	((b) Spring Singapore)	義務制or任意制	
-	(a) 不定期 (b) 5年ごと	((b) 不定期)	周 期	
-		()	機関毎	対象
-			プログラム毎	
当該外国教育機関の出自国と「学位相互認定協定」が交わされていれば、中国国内大学が授与する学位と同等の外国教育機関としての学位授与が可能。	「外国の学位」とみなされマレーシアの学位とは認定されていないが、マレーシア国内の大学が授与する学位と同等とみなされている。	〔誘致した大学院の学位はシンガポールの学位と同等の取扱い。〕	外国の大学の学位授与	

米国における高等教育の国際的展開に係る質保証

アメリカ合衆国においては、高等教育機関の設置認可等の所掌業務は、連邦政府ではなく、州政府のレベルで行われているところである。州政府毎に、'authorization', 'license', 'approval', 'registration'等州政府の関与の度合い・方法は様々であるが、一般的には高等教育機関・教育プログラムには相当程度の自主性・自律性が担保されている。その結果として、アメリカの高等教育機関は多様な特徴と質を有することとなっている。

このような米国における教育事情を踏まえ、教育界でのピア・レビューにおいて、教育機関とそのプログラムの質の基本的なレベルを保証しようという動きから、「アクレディテーション」活動が進められて来たところである。「アクレディテーション」活動は、数多くの民間団体によって実施されているが、このアクレディテーション団体の認証を行っているのが、全米高等教育機関基準認定協議会(CHEA)である。アクレディテーション団体の上部組織ともいえるCHEAは、3,000以上の大学・カレッジを会員とする全米最大の非政府組織で、アクレディテーション団体の認証のほか、高等教育段階のアクレディテーションに関する連絡・調整のための活動を行っている。CHEAは、国際的な質保証についても積極的な姿勢を持っており、例えば、米国のアクレディテーション団体の国際的な評価活動に際しても、「米国アクレディテーション団体が国際的に活動する場合の指針原則 非米国教育機関等のアクレディットに際してー」(2001年9月)を発表している。

1. 米国の大学の海外進出に係る質保証

米国においては、大学の設置の認可等の手続きは、州政府で行なわれるが、大学としての社会通用性を担保するためには、地域アクレディテーション団体によるアクレディット(適格認定)を受けることが常識となっている。

地域アクレディテーション団体は、アクレディットした大学が分校を設置する場合は、その分校も本校の一部としてアクレディットの対象としている。一方、州政府の分校設置への関与については、州によって対応が異なり、州立大学等が分校を設置する場合には、州政府の許可を求めている場合(ペンシルバニア州)と、一度設置認可を受けた大学で、アクレディテーション団体のアクレディットを受けた大学が、州外に分校を設立する場合の質保証は、アクレディテーション団体に任せているところもある。

(例えば、カルフォルニア州は、アクレディテーション団体のアクレディットを受けていないと、州外分校設置は公式に認めていないと州政府担当者回答)

このような分校に対する措置は、州外であっても海外であっても同様である。

米国の場合、州ごとの設置認可制度が一樣ではないため、大学の海外進出の全体像やその質保証の状況を把握することは困難である。海外進出の形態が、分校以外にも、新たに海外にアメリカの大学を設置する場合や、海外の教育機関との提携によりプログラムを提供する場合も多く、このほかにも海外にある外国大学がアメリカのアクレディテーションを得るケースもあるからである。

以下は、全米にある地域アクレディテーション団体の一つ、NEASC(ニューイングランド高等教育機関協会)の分校アクレディットの基準等について整理したものである。

NEASC(ニューイングランド高等教育機関協会)の分校ア kredィットの基準

「分校」の定義：連邦教育長官裁定

- ・学位に繋がる50%以上の教育プログラムが実施されていること、又は当該キャンパスで学位を終了できること。
- ・継続的に運営できる体制であること。
- ・自己の教授団(faculty) 事務・責任組織を有すること。
(分校における教育プログラムを遂行するのに、十分な数の教員等の準備がされていること。)
- ・自己の財務及び雇用責任体制を有すること。

本校との関係

- ・本校でのコース・プログラムと同一の教育水準が保たれていること。
- ・分校に対し十分な機関支援及びその他の支援がなされていること。
(教授団、図書、教授に当たっての技術的支援、学生サービス等含む)
- ・適切な学習資源(図書館等)にアクセスできるようにしていること。
- ・本校が、全ての教育プログラムのあらゆる観点からの質保証に直接・全面的に責任を負っていること。
(分校における学生の学習状況、単位、学位、その他の資格の信憑性等含む)
- ・分校の運営が、本校の運営体制の中に明確に統合されていること。
- ・分校運営が、現地法人との提携で行なわれる場合については、当該分校の教務体制について責任を有すること。
- ・本校は、分校の運営体制(コース、教育プログラム、教材等)の現状を把握していること。
- ・分校の運営に関して、必要な情報を把握し、公表すること。
- ・分校設置にあたり、州政府認可やその他必要な法的手続きを踏まえていること(例えば、当該教育プログラムの実施に当たっての許可書を備え付けていること)

チェック体制

- ・分校設置前に、当該ア kredィテーション団体に、分校設置計画書(分校での教授予定のプログラム概要、教育研究体制(教授団、図書館等学習環境、学生サービス等) 運営体制等、収支計画書を含む)を提出し、6ヶ月以内に現地視察を受ける。
- ・現地視察費用は、大学側(本校)負担。
- ・当該大学の「分校」として運営体制が確認された後は、10年に一度のア kredィテーション周期において、5年の中間評価の際にも、当該大学の機関の一環として、分校の運営状態等についても適切に評価を受けること。

2. 外国の大学の米国進出に係る質保証

米国においては、各州毎に設置認可等の基準が定められており、外国の大学の米国進出に係る質保証についても多様な取扱いが行われている。今回確認できたなかでは、

外国大学分校のための特別の認可制度はなく、外国大学分校と州外大学の自州への分校設置は同様の基準で設置認可。それらは基本的には、自州内の大学新設と同様である場合（カリフォルニア、ルイジアナ、ミシシッピ、NY州）

外国大学が自州内での活動を許可するための基準を別途設けている場合（ペンシルバニア州）もある。

なお、アクレディテーションに関しては、上述の2001年のCHEA調査においても、米国内外の外国大学のアクレディットのために特別な基準を設けているのは、専門評価の2団体のみであり、6地域アクレディテーション団体などその他は、外国大学のための特別のアクレディテーション基準はない旨回答をしているところ。

また、自地域内の既存の大学との提携によるジョイント・デグリーの場合は、本校である自地域内大学が責任を持つことになり、アクレディット内容のSubstantive Changeの手続きが必要となっている（WASC）。

中国における高等教育の国際的展開に係る質保証

1. 中国の大学の海外進出に係る質保証

教育部により2002年12月に公布(翌年2月施行)された「高等教育機関海外進出暫定管理方法」に基づき、中国の高等教育機関の海外進出を認めている。中国における高等教育機関の海外進出は、当該「管理方法」が公布されるより以前に実績があり、学位課程では2002年10月に上海交通大学がシンガポールに経営学修士課程(MBA)の大学院を開設し、非学位課程でも語学や漢方医学分野でタイや韓国に進出している。このような流れを受け、「改革開放と教育・科学技術の発展成果を外国に伝え、中国の文化を発揚し、中国の国際的地位と評価を高める」という政策的判断から、中国の高等教育機関の海外進出を規範化した。

中国の高等教育機関が海外の学校・課程を設置する際には、必要書類を提出の上、教育部の審査承認を得なければならない。

【制度(高等教育機関海外進出暫定管理方法)の主な内容】

(設置関連)

高等教育機関の海外における学校・課程設置に当たっては、中国の関係規定に従い、当該国(地域)の法律・法規を遵守し、しかるべき合法的な資格を取得し、単独でしかるべき法律責任を負わなければならない。(第4条)

高等教育機関が海外において本科(学部)以上の卒業資格を授与する学校・課程を設置する場合、主管する省・自治区・直轄市人民政府又は中央政府各部・委員会の審査を経て教育部に報告し、審査承認を得なければならない。(第6条)

(資格関連)

高等教育機関が海外で設置する学校・課程において、中国及び当該国双方の共同設置者は関係規定に従って共同で又はそれぞれ別個に相応の学業証書を発行することができる。

卒業資格につながる教育又は学位授与を承認された学校・課程は、関係規定に基づいて(海外で設置する学校・課程において)中国の卒業資格及び学位を授与することができる。中国及び当該国双方の共同設置者が共同で発行する学位又は中国側が単独で発行する学位は、中国の学位関係規定に従わなければならない。(第9条)

2. 外国の大学の中国進出に係る質保証

国務院により2003年3月に公布(同年9月施行)された「中外共同学校設置条例」に基づき、外国教育機関と中国教育機関との共同による学校・課程設置を認めている。そもそも、外国教育機関と中国教育機関との共同設置は、1995年に国家教育委員会(教育部の前身)が制定した「中外共同学校設置暫定規程」により制度的な枠組みは整備されていたが、2001年12月に世界貿易機関(WTO)に正式加盟し、今後対外開放が進むとの予測も相まって、外国の優れた教育資源を積極的に導入するという基本方針の下で新たに上記条例として再制定した。

設置認可は国(教育部)が行い、その基準は国内の大学の設置基準と同じ「全日制高等教育機関暫定設置条例」等に基づき審査される。

学位については、共同設置による教育機関独自の学位(中国国内大学が授与する学位と同水準)が授与できる他、提携の外国教育機関の学位も授与できる。外国教育機関の授与する学位は、「学位相互認定協定」に基づき、外国教育機関の出自国において同等として扱われる。

【制度（中外共同学校設置条例）の主な内容】

（設置関連）

中外共同設置学校は中国の教育関係法令に定める基本要件を備え、法人格を有しなければならない。ただし、高等教育を行う中外共同設置学校の場合は、法人格を持たなくてもよい。（第 11 条）

学部以上の機関の設置認可は国（教育部）が行う。（第 12 条）

設置認可は、設置計画の認可と正式設置の 2 段階に分け、設置計画認可だけでは学生生徒の募集はできない。（第 13, 16 条）

（組織関連）

法人格を持つ中外共同設置学校は管理運営組織として理事会を置き、その人員の半数以上は中国側の人間でなければならない。（第 21 条）

（資格関連）

卒業資格につながる教育を行う中外共同設置学校は、国家の関係規定に従って卒業証書その他の学業証書を発行する。高等教育では関係規定に基づき、中国に対応する学位を授与することができる。（第 34 条）

中外共同設置学校が発行する外国教育機関の卒業証書及び学位は、当該国の卒業証書及び学位と同等であり、当該国はこれを承認する。この承認は、国際条約又は国家の関係規定（学位相互認定協定）に基づいて行う。（第 34 条）

3．設置後の質保証システム

海外進出を果たした学位授与権を持つ中国の教育機関に対しては、学位管理機構である「国務院学位委員会」が定期的にその水準を審査し、不合格の場合は学位授与権の取り消しも行い得る。

豪州における高等教育の国際的展開に係る質保証

豪州の連邦・各州教育担当大臣会議は、高等教育の質保証のための全国的な枠組みを確立するため、2000年3月31日、「高等教育の認可過程に関する全国的取決め(ナショナル・プロトコールズ)」(National Protocols for Higher Education Approval Processes)を採択。

同取決めは5つのプロトコールから成っており、そのうちの「プロトコール4」は豪州の大学の海外進出に係る質保証を含み、「プロトコール2」は外国の大学の豪州進出に係る質保証(営業許可)を内容とする。(外国の大学の豪州進出については、「プロトコール1」に基づく州の立法により「豪州の大学」として設立される道もある。)

これらの取決めは、各州政府に対し、取決め内容に沿った認可・質保証制度の法令整備を求めるもの(豪州では、高等教育機関の認可・規制は、各州の権限。)

1. 豪州の大学の海外進出に係る質保証

豪州の教育の国際化政策は、豪州の教育のブランド・イメージを広めることを重視しており、「それがすべてではない」としつつも、教育の輸出戦略に重点を置いている。また、その政策対象は、職業教育訓練等を含め広く教育一般であるが、高等教育は主要な位置を占める。今後はアジア太平洋のみならず多様な国からの学生獲得を目指し、教育の質のみならず学生の質も重視するとしている。

こうした政策の下、豪州の高等教育のブランド維持と競争力強化のため、全国的共通性を持った認可・質保証制度を整備すべく定めたのが、上述のナショナル・プロトコールズ(全国的取決め)であり、そのうちのプロトコール4(取決め4)は、他機関との提携による教育提供(海外進出を含む)について定めており、その内容は概ね下記の通りである。

【制度(高等教育の認可過程に関する全国的取決め「取決め4」)の主な内容】

当該豪州大学の理事会が質保証に責任を負う。

豪州大学質機関(AUQA: Australian Universities Quality Agency)による監査(機関評価)の対象となる。

豪州において提供される教育に相当するスタンダードの維持が求められる。

当該豪州大学と提携機関の関係は、本人と代理人の関係。当該豪州大学は、教育の提供の全側面(以下の事項を含む)について完全な責任を負う。

- ・他のキャンパス(本校等)に匹敵する質とスタンダード
- ・他のキャンパス(本校等)に匹敵するレベルの資格を有する教員による教育
- ・教育コースの提供にとって適切な資源と施設
- ・学生の福利厚生を保護するための適切な措置

当該大学の理事会は当該大学設立地の州政府にアカウンタビリティを負う。

2. 外国の大学の豪州進出に係る質保証

上記ナショナル・プロトコールズ(全国的取決め)のプロトコール2(取決め2)に基づく各州の州法に従って「外国大学」として営業許可を受ける道が開かれているが、営業許可を受けた外国大学の実例は、2004年1月の段階でクイーンズランド州の3つと数は少ない(プロトコール1(取決め1)に基づく州の立法により豪州の大学として設立された外国大学進出の実例は無い)。

【制度(高等教育の認可過程に関する全国的取決め「取決め2」)の主な内容】

出外国において合法的に設立された本物の高等教育機関であること。
教育コースが出外国において権能ある機関によるアクレディテーションを受けていること。
履修要件や学習成果が豪州の類似分野の同一レベルの教育コースに匹敵すること。
質保証や教育提供の仕組みが豪州高等教育機関によるそれに匹敵するものであること。
教育コースの提供の成功を可能にする適切な財政その他の仕組みが存在すること。

3. 設置後の質保証システム

「豪州の大学の海外進出」については、業界内自主規制(法的拘束力はない)として、豪州学長委員会(AVCC)による「行動規範」(内容は、情報提供、提携相手、授業料返還の取扱い等)がある。また、豪州大学質機構(AUQA)による質監査(機関評価)の一環として行われている海外監査が、豪州の大学の海外進出に係る質保証に重要な役割を担っている。海外監査は、2005年から何らかの形でより強化される予定であるが、具体策については、現時点では未定(AVCCやAUQA等と協議中)。

「外国の大学の豪州進出」については、上記2.の両州に見られるように、営業許可の定期的な見直し・更新により、継続的な質保証が図られているものと思われる。

4. 上記「全国的取決め」を受けた州(ニューサウスウェールズ州及びビクトリア州)での取扱い

ニューサウスウェールズ州及びビクトリア州の大学の海外展開について

ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州
NSW州の高等教育法は、豪州の大学が海外において教育を提供し資格授与を行う場合、 <u>豪州内で提供される教育の水準を下回らない水準であること、</u> <u>教員の資格の同等性、</u> <u>適切な財政その他の教育条件の整備を、</u> 豪州の大学の理事会が確保しなければならない責務として規定している。 しかし、豪州の大学による <u>海外キャンパス・海外プログラムの設置は、</u> 各大学の理事会の権限によって行い得るものであり、 <u>連邦政府や州政府の許認可等を要しない。</u> NSW州の場合、大学の業務が豪州外においても行い得る旨、 <u>各大学の設置法に明示的に規定されている</u>	豪州の大学による <u>海外キャンパス・海外プログラムの設置は、</u> <u>連邦政府や州政府の許認可等を要しない。</u> 海外キャンパス・海外プログラムは、 <u>原則として収益を生み出すものでなければならない。</u> その初期投資には、寄付金や借入金等が使われることが多いが、借入を行うには、 <u>州財務大臣の承認(州教育訓練大臣が助言)</u> が必要である。

外国大学のニューサウスウェールズ州及びビクトリア州への進出について

ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州
<p>NSW 州の高等教育法は、外国の大学として活動を許される(州教育訓練大臣の認可を経て同事務次官による登録によって活動が許される)要件を、次のように規定</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>豪州の大学の水準を下回らないこと</u>・ <u>出自国で大学として活動</u>・ <u>1コース以上のアクレディテーション</u>(同事務次官が実施)・ 州教育訓練事務次官による <u>5年ごとの見直し</u> <p>NSW 州法における「豪州の大学」と「外国の大学」の取扱いの最大の差異は、「<u>豪州の大学</u>」は自らの教育コースを自身でアクレディットできる (self-accrediting) が、「<u>外国の大学</u>」は州政府によるコースごとのアクレディテーションを課されていること。</p>	<p>VIC 州で外国の大学が大学として活動することを許されるためには、<u>個別法による「大学」(通常の豪州大学)としての設立等を求める道と、大臣認可による「大学」又は「大学の一部」としての活動を求める道の両方が開かれている</u></p> <p>いずれの道で「大学」となった場合も教育コースを自身でアクレディットできる (self-accrediting) ことには変わりはない。ただし、<u>大臣認可の場合、認可は更新制(5年を上限)</u>。</p> <p>VIC 州の高等教育法は、大臣認可の際の考慮事項の一つとして、<u>外国において設立された教育機関の場合、当該外国当局(権限ある当局と大臣が判断するもの)による大学としての認定</u>という要件を挙げている。</p>

日本の大学の海外教育活動の実例

全国の国公立大学及び文部科学省高等教育局私学部の「学校法人の海外教育施設に関する実態調査」において「海外に教育施設を設置している又は設置することを計画している」と回答した学校法人を対象とした調査の結果に基づき作成。

提供する学位による分類

1. 日本の学位(又は単位)を授与 (学位授与には日本での履修が必要)

外国の大学との協定による場合(現地学生を対象)

外国の大学(=協定校)に本校(日本の大学)が2年間の「コース」を提供し、その「コース」を修了し試験に合格した現地の大学生を本校の3年に編入学させ、本校の学位を授与。

本校が単独で外国に教育施設を設置する場合(日本人学生を対象)

本邦法人が外国に教育施設を取得又は借用し、本校の学生を一定期間派遣し教育を行う。履修した授業は本校の卒業に必要な単位として認定する。

2. 外国の学位(又は単位)を授与

現地学生を対象として当該外国の正規の大学を設置する場合

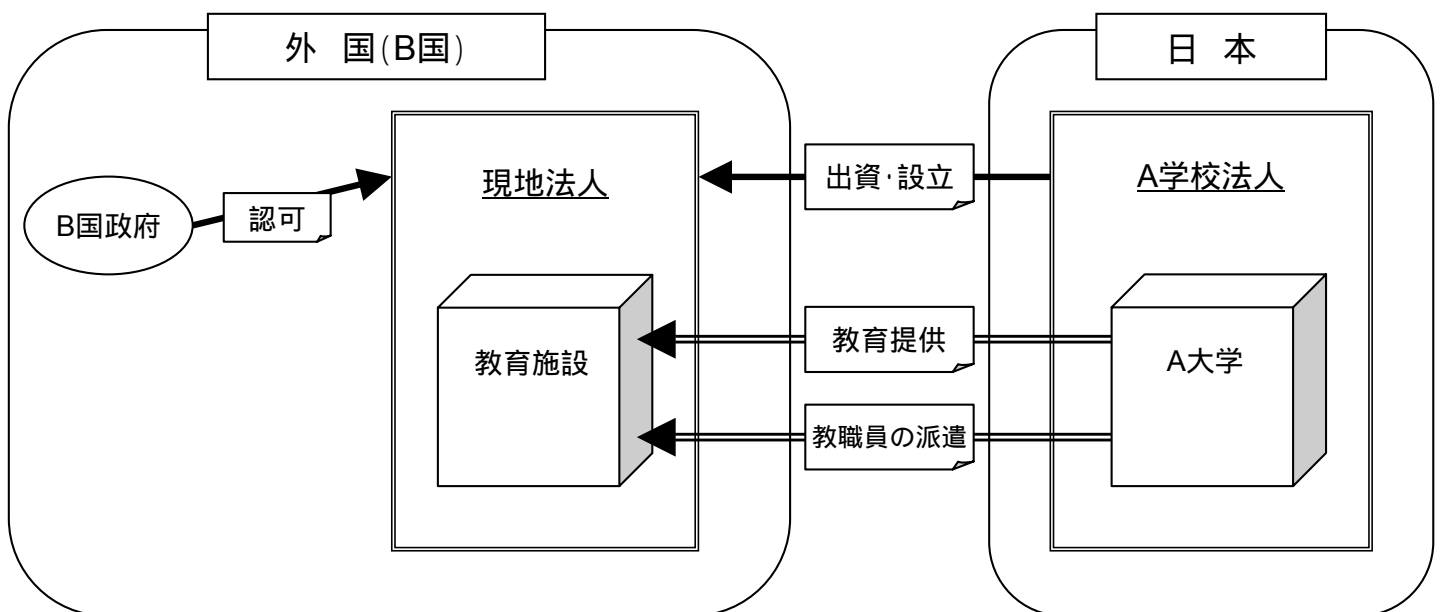
外国に「正規の大学」を設立し、現地学生を受け入れ、現地の大学としての学位を授与する。(なお、本校の学生(本校で一定期間履修した者)を現地の大学へ派遣し、外国、日本の両大学での履修により本校の学位を授与することもある。)

主に日本人留学生を対象として当該外国の正規の大学を設置する場合

外国に日本人を対象とした「正規の大学(2年制)」(=外国の短期大学)を設立し、主に日本人留学生を受け入れる。卒業者は現地大学へ編入学できる資格を取得できるため、日本、外国への編入学を選択できる。(本校の3年次へ編入学できる制度も確立されている。)

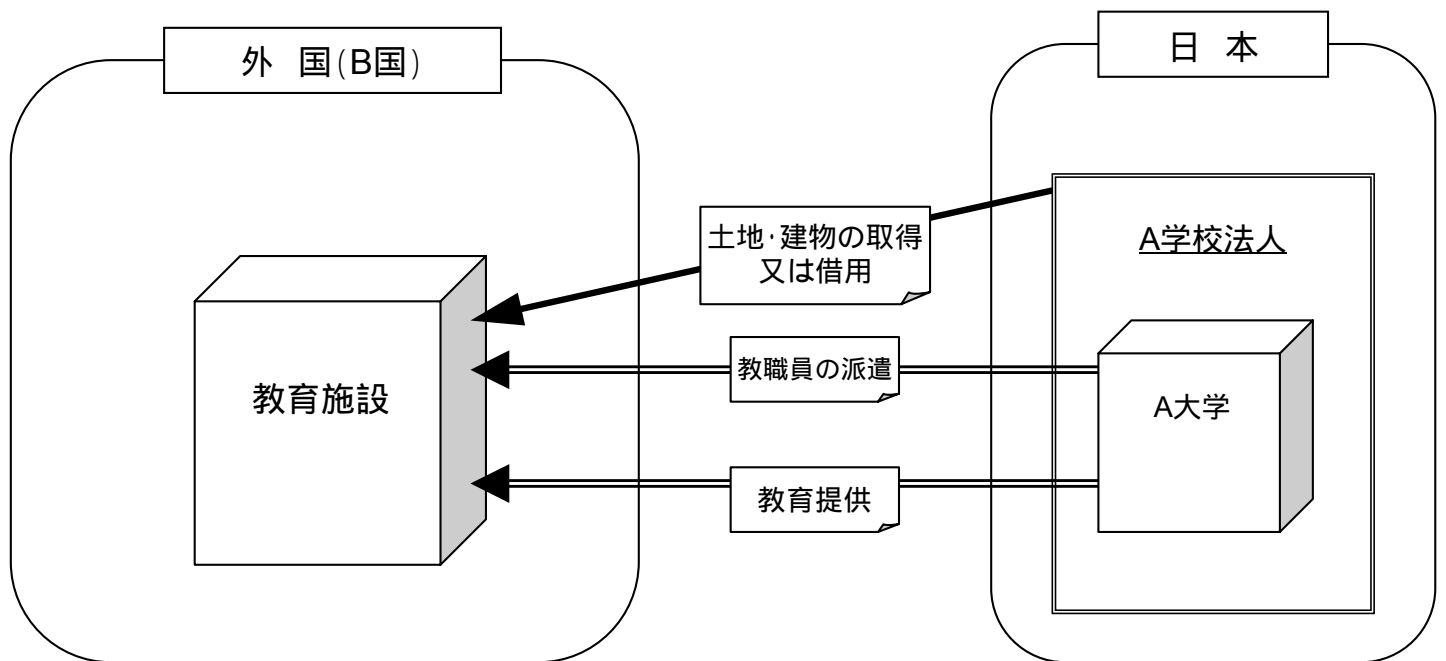
事業形態による分類

1. 現地に法人を設立するタイプ



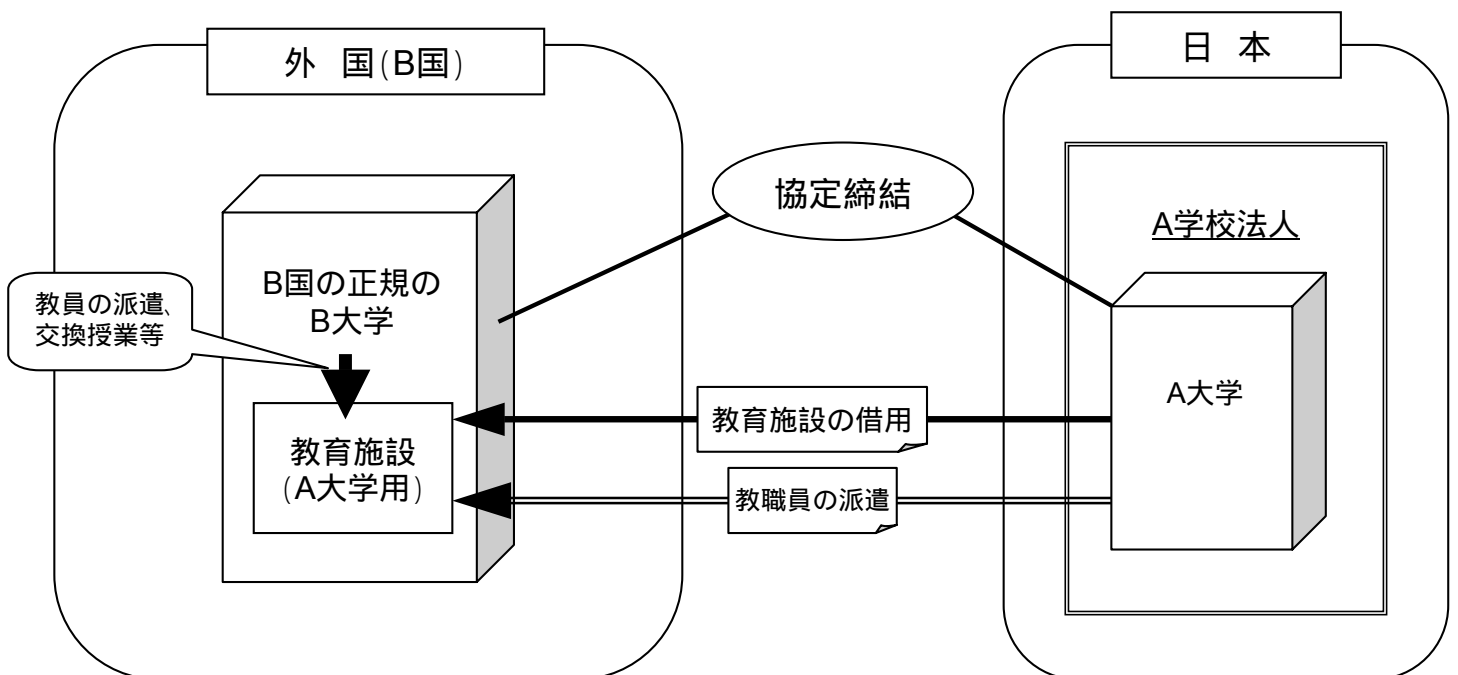
- ・日本のA学校法人が、現地(B国)の法制度に基づき、法人を設立。
- ・現地法人の運営費の大部分は、A学校法人の出資による。
- ・教職員はA大学から派遣及び現地での採用により、原則としてA大学の理念に基づく教育を提供。

2. 日本の学校法人が直轄するタイプ



- ・日本のA学校法人が、現地(B国)に土地・建物(教育施設)を取得又は借用。
- ・当該教育施設はA学校法人が直接管理・運営にあたる。
- ・教職員はA大学から派遣により、A大学の教育を提供。
- ・基本的にはA大学の学生の教育のための施設である。

3. 協定による教育提供を行うタイプ



- ・日本のA大学が、現地(B国)の正規のB大学と協定を締結し、B大学の施設の一部を借用し教育を提供。
- ・教職員はA大学からの派遣及び協定校のB大学からの派遣など。
- ・教育内容はA大学による教育。

外国の大学が日本で行う教育活動の実例

国立教育政策研究所総括研究官、塚原 修一 氏による科学研究費補助金(基盤研究B)『高等教育市場の国際化状況における政府と質保証の役割』に関する研究の一環として、日本国内に所在する「外国大学の日本分校等」の現況を把握することを目的とした調査の結果等に基づき作成。

日本分校の目的による分類

1. 日本分校での学修のみで学位を取得できるタイプ

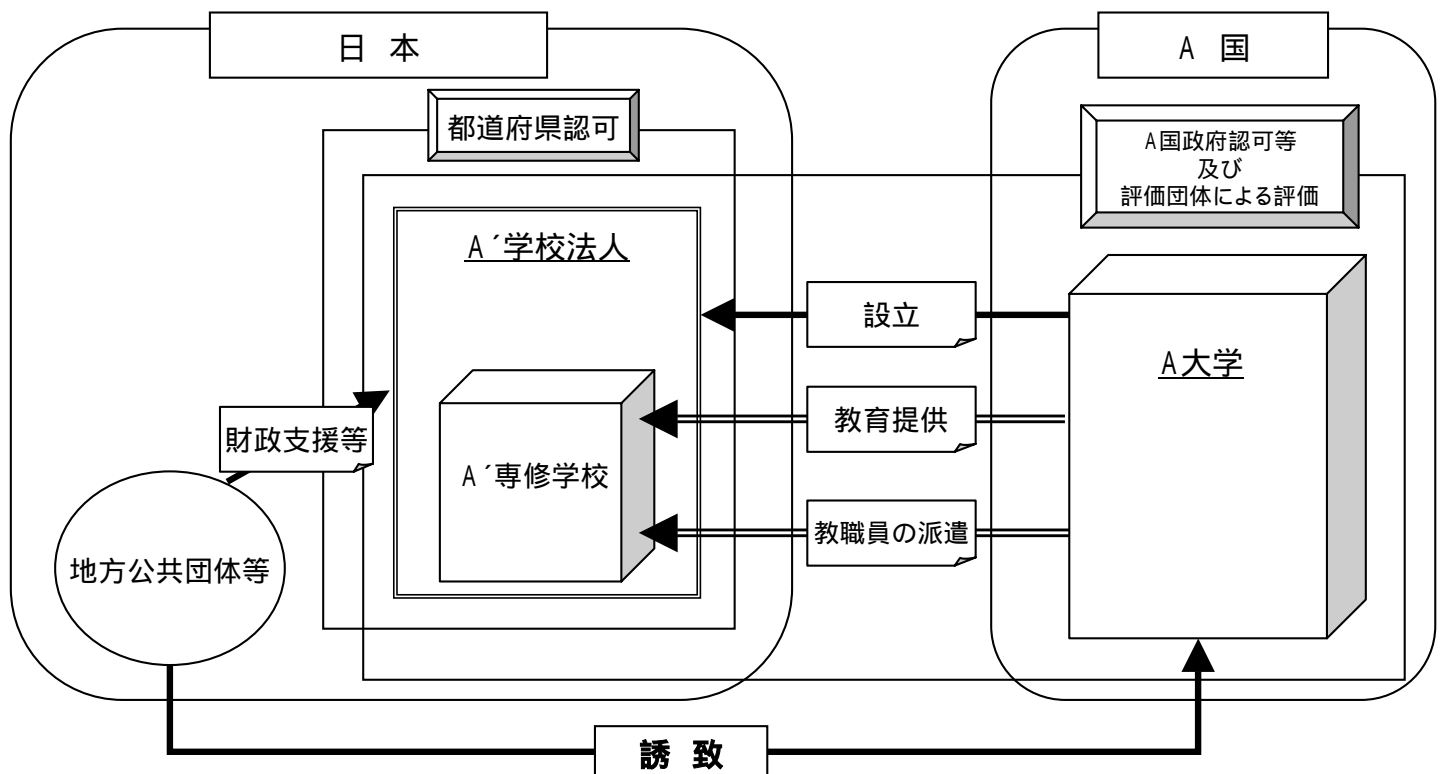
原則、分校における学修のみで本校からの学位授与が行われる。

2. 学位取得のためには一定期間以上(一定単位以上)の本校での学修が必要なタイプ

分校での学修の修了後に修了証書が授与され、それが本校への編入学の資格となる。学位を取得するためには、本校での履修が義務付けられる。

事業形態による分類

1 - 1. 外国大学が日本に学校法人(専修学校)を設立するタイプ



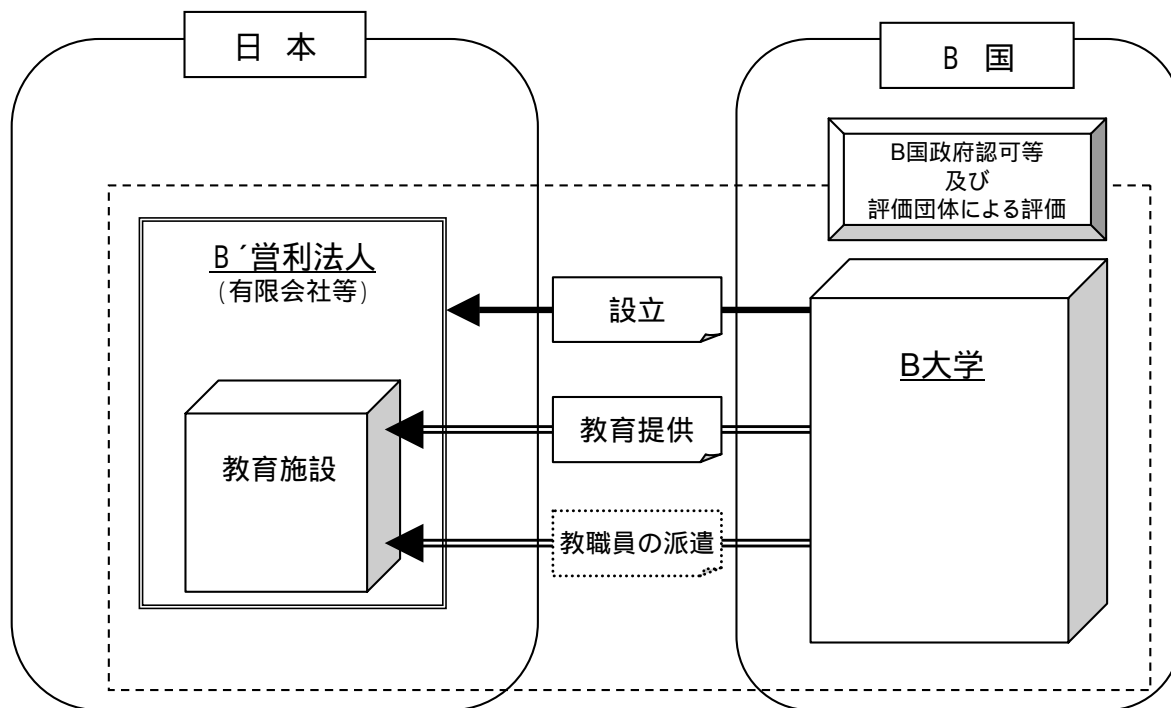
・A国のA大学が、日本の法制度に基づき、学校法人(専修学校)を設立。(なお、日本の地方公共団体等による誘致の経緯を持つ。)

・運営費等について誘致団体等から財政支援を受けている。

・A大学が日本に教育機関を設置する際には、本校と一括で認可及び評価を受ける。

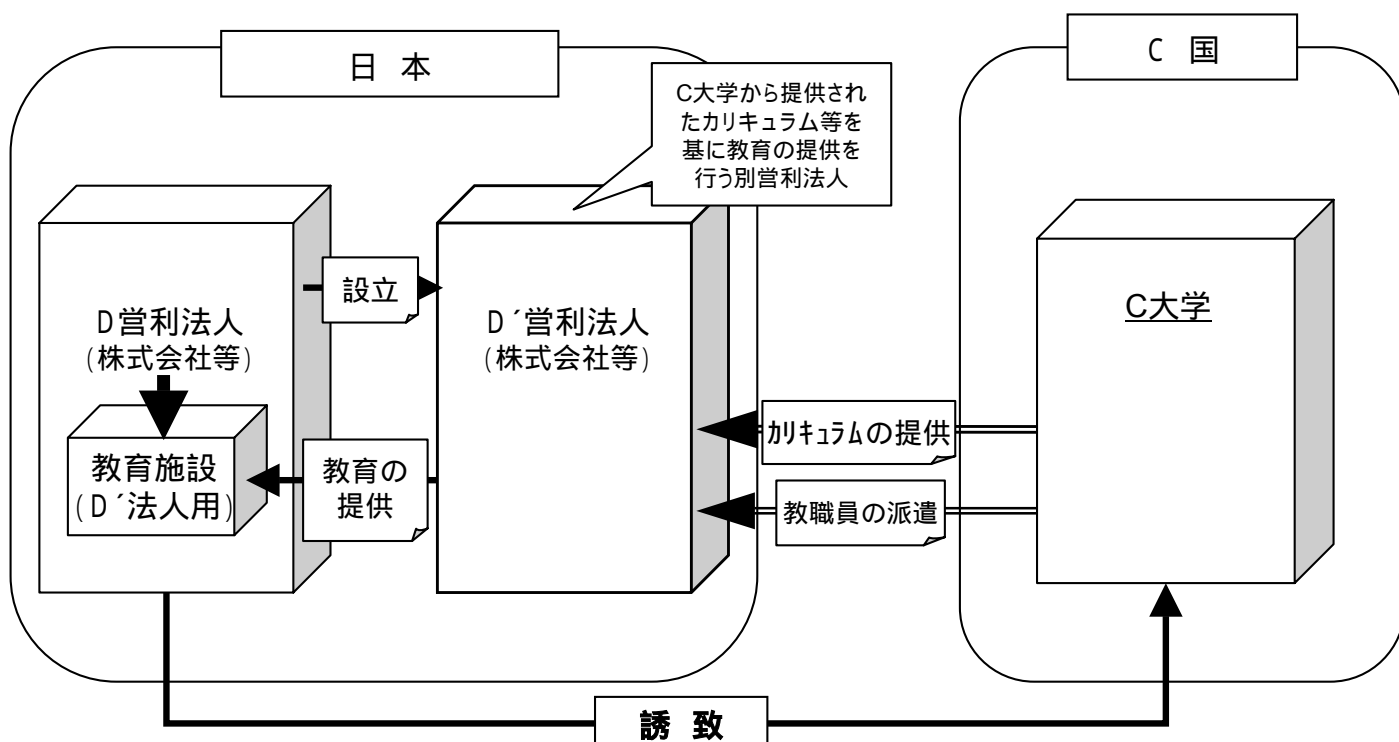
・教職員については、一部をA大学から派遣している。

1 - 2 . 外国大学が日本に営利法人を設立するタイプ

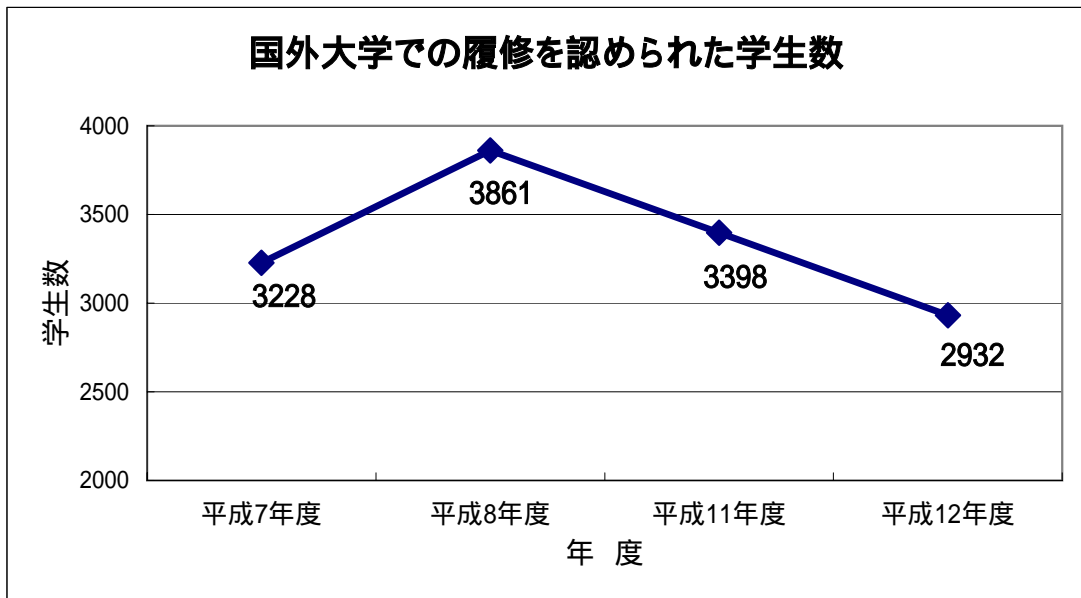
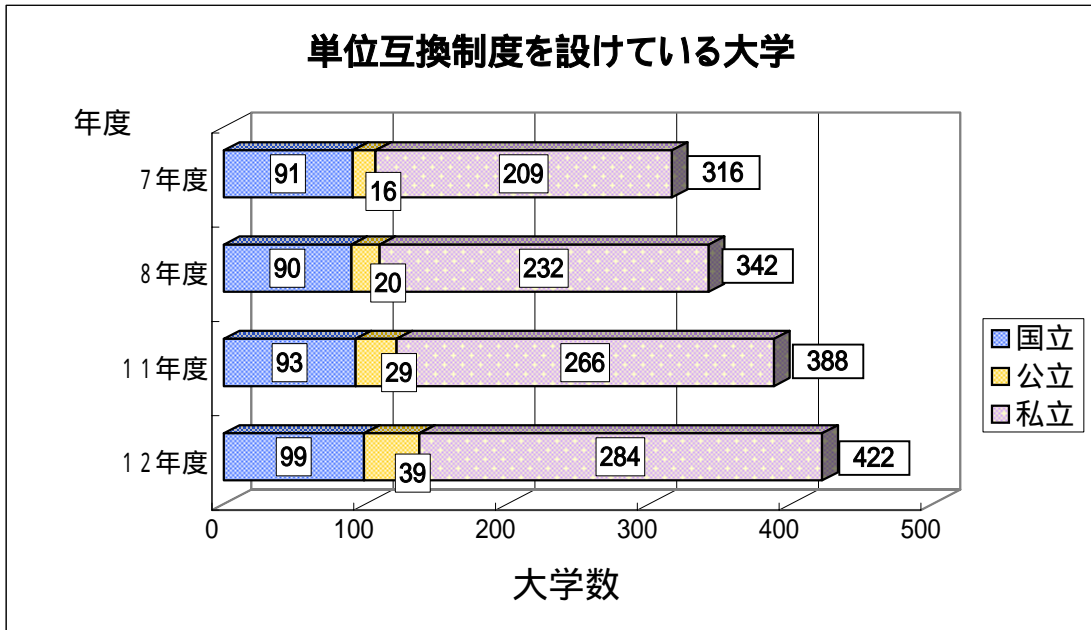


- ・ B国のB大学が、日本では営利法人の形態で活動。
- ・ B大学が日本に教育機関を設置する際には、本校と一括で認可及び評価を受ける場合と本校とは別個に認可及び評価を受ける場合がある。
- ・ 教職員については、派遣される場合と全く派遣されない場合とがある。

2 . 日本の営利法人により設立された別法人が教育提供を行うタイプ



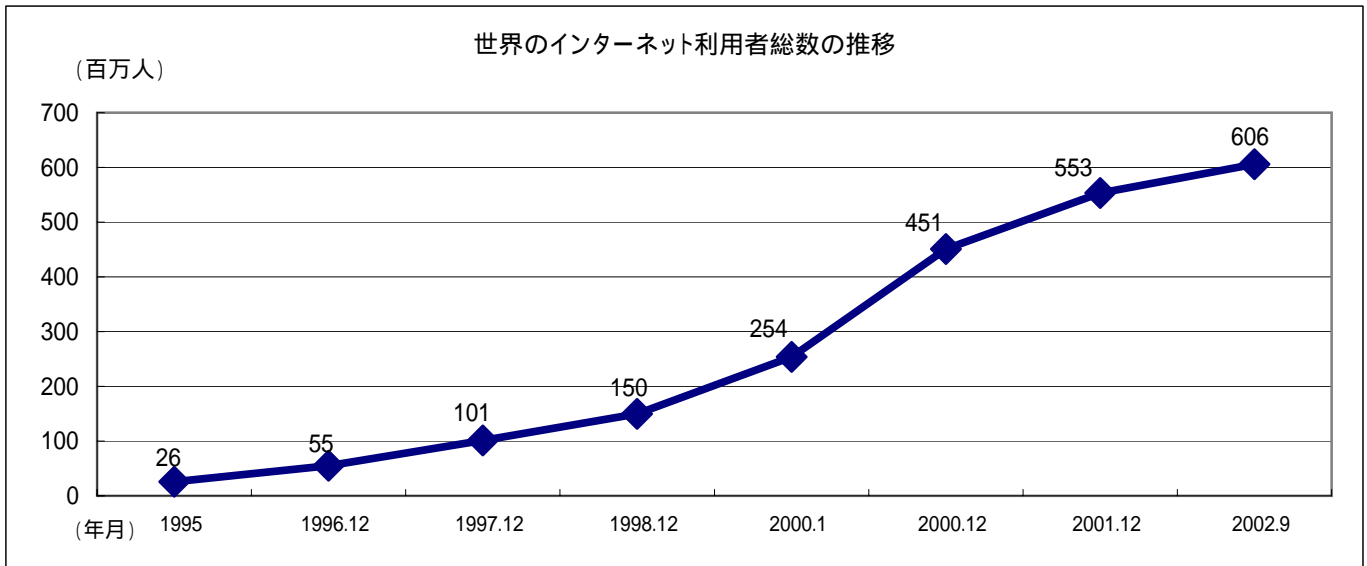
- ・ 日本のD営利法人に誘致されたC大学が、D営利法人設立のD'営利法人にカリキュラムや教職員を派遣。D'営利法人は、C大学より提供されたカリキュラム等を基に、教育を提供。
- ・ D法人は、施設の提供その他の支援を行う。



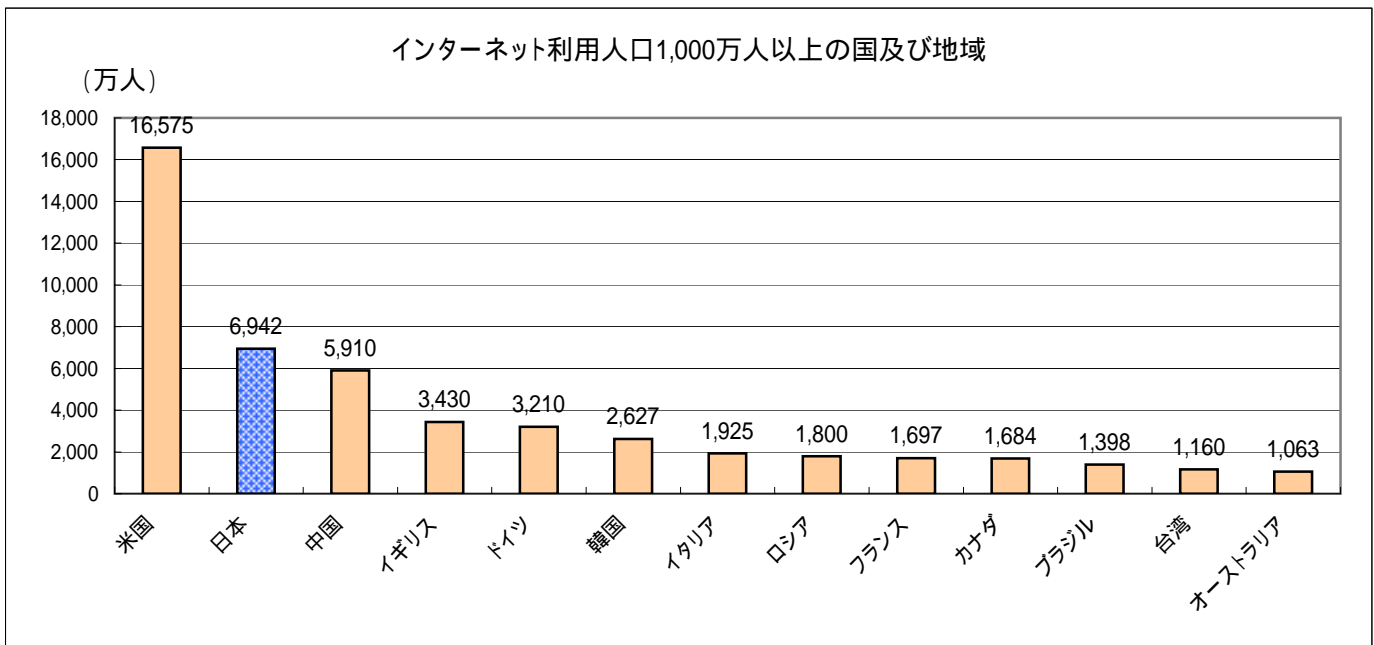
国外大学での履修を認められた学生数の設置者別内訳 (人数)

	国立	公立	私立	合計
平成7年度	299	21	2,908	3,228
平成8年度	372	44	3,445	3,861
平成11年度	451	16	2,931	3,398
平成12年度	514	18	2,400	2,932

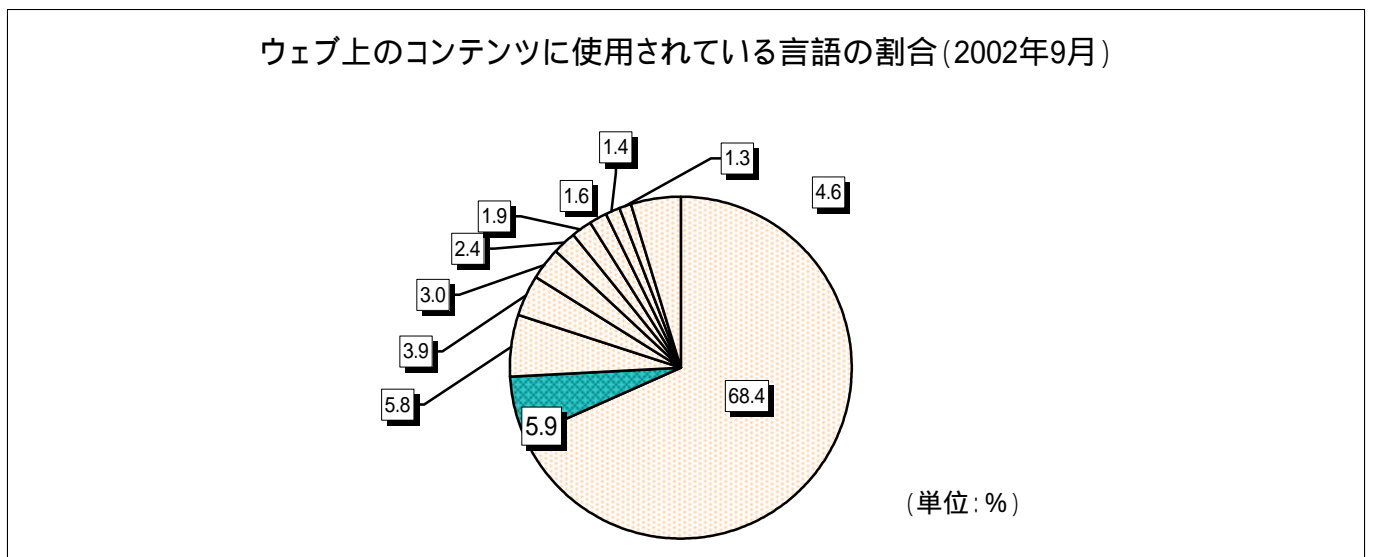
インターネット利用動向



出所:総務省「平成15年通信利用動向調査」



出所:総務省「平成14年通信利用動向調査」



グローバルリーチ社資料により作成

関連サイト:グローバルリーチ社 (<http://global-reach.biz/globstats>)

eラーニングによる高等教育の質保証に関する提言項目の比較

全米教育協会等	WCET(アメリカ)	アメリカ8地域アクレディテーション	英国質保証機関(QAA)
<p>オンライン教育の質</p> <p>「インターネット・ベースの遠隔教育における成功のためのベンチマーク」</p>	<p>Eラーニングの原則の提言</p> <p>「電子メディアを通じた望ましい教育とは」</p>	<p>Best Practices for Electronically Offered Degree and Certificate Program</p>	<p>遠隔学習の質保証の問題に関するガイドライン</p>
<p>組織的支援</p>	<p>機関の目的</p>	<p>機関の文脈と教育への関わり</p>	<p>システムデザイン</p>
<p>技術計画(セキュリティ等)の用意、配信システムの代替装置の完備、インフラの構築や維持等が行われていること</p>	<p>機関の目的とプログラムの一致しており、技術の適切な利用がされていること</p>	<p>Eラーニングは、教育機関としての役割を拡張するものであり、その実施のため機関の基盤整備が必要</p>	<p>高等教育一般に関連する事項を基盤とし、機関の目的達成のための戦略としてシステムを設計すべき。また遠隔で学生を管理するシステムを設計し、遠隔教育が利用可能なすべての国の法律に沿うように位置付けるべき</p>
	<p>支援の責任</p> <p>電子メディアを通じた授業を考慮した教員評価、学生が学位を得るまでのサポート責任を明示していること</p>		
<p>コース開発</p>			<p>プログラム設計</p>
<p>ガイドラインを用い、教材の定期的な評価等行うこと</p>			<p>遠隔以外の教育方法での学位との通用性、学習達成度の目的と学習教材等が合理的に一致するべき</p>
<p>コース構造</p>	<p>カリキュラムと指導法</p>	<p>カリキュラムと指導法</p>	<p>プログラム配信のマネジメント</p>
<p>学生の遠隔教育学習の動機、システム環境などの確認・助言、各コースの目的などの情報提供、図書資料に関する環境の構築を行うこと</p>	<p>学位に見合う学習結果の保証、教員によるプログラム管理、学生・教員間での同期・非同期のやり取りがされていること</p>	<p>技術的な事項よりカリキュラムや教育課題が重要。多様化する学生がどのように成果を挙げるかに焦点をあてる。</p>	<p>学生に公平で合理的な学習機会を提供できるような学習プログラムの配信に責任をもつべき。また、その学習プログラムは評価され、フィードバックされるべき</p>
<p>教授法・学習</p>	<p>学習資源</p>		
<p>学生の相互作用のためのeメール等の手法の促進、質問に対するフィードバック等を行うこと</p>	<p>学生が適切な学習資料や教材の入手できること</p>		

学生支援	学生と学生サービス	学生支援	学生支援
授業料、技術的要件等の教育プログラムに関する情報提供、実地講習を設定、技術支援や随時問い合わせなどのシステムを提供すること	単位取得要件等についての学生への情報提供、学習支援へのサービスが充分であり、広告内容等が適切であること	以前の学生と年齢層などが異なることを認識し、適切なサービスを与えること	学生の自律的な学習の支援及び促進を明示すべき 学生コミュニケーション 学生が、自分の学習に関する決定ができるよう、「達成度と評価の関係」などに関する十分な情報を提供すべき
教員支援	教員支援	教員支援	
技術支援の利用、オンライン上への移行に伴う助言、ピア・レビューなどによる訓練が行われること	教授への特別なサポート、研修を行っていること	役割の分化・再編成、それぞれの役割が統合されることが重要	
評価	評価とアセスメント	評価	学生評価
プログラムの教育効果、学習課程の評価に当たり、一定の水準が保たれ、学習結果が意図したものか否かを定期的に評価されていること	教育効果の評価の実施、学生の達成度を測り文書化して提供していること	非同期の教育プログラムでは着席時間（単位制の概念）は有効ではない。プログラムが目的を達成しているか調査し、その結果をカリキュラムデザインなどに用いるべき	評価手続きが適切であることを公に実証することができるべきであり、予定されている学習達成度を、学生が達成したことを適切に実証することができるべき

諸外国におけるeラーニングの実態について

国名	実施状況	eラーニングに関する質保証の制度、政府等の方針など
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・フル・オンラインコース開設機関 62.5% ・単位を付与する遠隔教育コース 118,110 ・遠隔教育コース在籍者数 2,876,000人 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔教育のアクレディテーションに関わる団体 17機関 ・遠隔教育だけの基準はないが、17の地域及び全米アクレディテーション団体は、遠隔教育のための新たなガイドライン策定(7つの重点領域)
イギリス等	<ul style="list-style-type: none"> ・62%がオンライン学習戦略を開拓(英連邦を対象としたオンライン学習の国際調査) ・唯一の遠隔高等教育専門機関「公開大学」の学部在学者数は156,000人 	<p>「eラーニングの一体的な戦略に向けて」提言(教育技能省2003年7月) 全教育セクターにおいて、eラーニングの質保証システムの必要性を提言。長期的政策課題として教育コンテンツのデザインに関する教育的観点に立った基準についての議論の促進、eラーニング支援や教育提供等に関する質保証の基準や手順の明確化、評価者育成のための研修等を挙げている。</p> <p>QAAによる遠隔学習の質保証の問題に関するガイドライン 現在、評価基準を改定中であり、対面教育の評価基準と一体化予定。ただし、遠隔教育、eラーニングに特有な評価事項、留意点は特記する予定。</p>
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・1999年インターネット大学認可 現在、68大学+中央テレビラジオ大学に設置、学習センター1,968箇所 ・140専攻課程、3,609コースに約139万人が在籍 ・2002年までに32,641人の卒業生 	<ul style="list-style-type: none"> ・1999年、教育部に現代遠隔教育資源構築委員会、遠隔教育資源構築専門家集団を設置。規則、ガイドライン、技術標準、運営などに関する方針を検討。 ・質保証対策として、教育部による教育評価、特定科目の全国統一試験を検討。 ・2001年、教育部内にeラーニングの質保証のための委員会、eラーニングの質保証、webベースのコースウェア、eラーニングの教授過程に関する基準策定を検討。 ・2002年、教育技術標準化委員会を設置。eラーニング技術の国際標準化を検討。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・2001年サイバー大学を認可 ・サイバー大学は16大学、87部局に23,850人が在籍。うち、3大学はコンソーシアム。3大学は海外機関と提携。 ・キャンパス型大学でのeラーニング実施機関151機関(4年制大学95校、教育大学6校、2年制私立大学31校、その他19校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔大学の運営プラットフォーム並びにコンテンツ製作の標準化のため、韓国教育學術情報院を中心機関に政策研究の推進を計画中。 ・遠隔大学教育協議会の活性化。長期的には、民間の遠隔大学評価認証機構の設置、質管理並びに評価の担当、情報の国民への提供を検討。 ・2002年、教育人的資源部は「eキャンパス・ビジョン2007(2003~2007)」を発表。2007年までに全国大学講義室の70%をインターネットで接続し、デジタル・キャンパスを構築する。
豪州	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン・コースの実施状況:23大学が207コースを提供(うち、187コースは大学院レベル、65コースはオンラインのみによる提供)。 ・経営(55)、教育(35)、健康科学(32)、それ以外は、自然科学、IT、工学関連、農学・環境学、社会・文化など 	<p>eラーニングはひとつの教育方法との捉え方がされており、eラーニングに特化した基準やガイドラインはない。</p>

マ レ ー シ ア	<p>高等教育機関の65%が実施。コンテンツのタイプ:テキスト+図表(58%)、マルチメディア(35%) コンテンツの作成:自機関(74%)、外注(22%) 配信形態:教室(50%)、オンライン(21%)、併用(29%) マルチメディア大学・1999年設立、12,000人在籍(2000年) UNITAR (University Tun Abdul Razak、最初のバーチャル大学) 1998年設立、8,000人在籍(2002年)。中国、カンボジア、タイ、インドネシア、中東に配信。 Universiti Sains Malaysia、1971年設立、1999年よりeラーニング マレーシア公開大学、2000年設立。15,000人在籍(2003年)、13分野・60コース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ National Board of Accreditationによるプログラムの認可によって質を担保 ・ 国家eラーニング運営委員会設置(2000年) ・ 国家eラーニングセンター設立(2004年) ・ 国家IT審議会によるMalaysian Grid for Learning(1999年)の策定
シ ン ガ ポ ー ル	<p>シンガポール国立大学、1996年より実施、28,000人在籍(2003年)、コース数2,400、ナンヤン工科大学、1995年よりWBT実験開始、19,000人が利用 シンガポール-MITアライアンス、200人(シンガポール100人、MIT100人)が参加。学期に10-16科目が提供 テマサク・ポリテク、教員の再訓練として実施。1,400人が参加</p>	<p>eラーニング能力開発センター(2001年設立NPO)による「eラーニング・コースウェアの品質基準」(コンテンツ、ユーザビリティ、インストラクショナル・デザインの3側面)、「eラーニング・コースウェア開発の推奨プロセス」(分析、デザイン、開発、実施、評価の5側面)の策定。</p>
E U	<p><アクション・プラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ eEurope2005(2002)においてeラーニングは目標の1つ。2010年を目途に計画達成。 ・ eラーニングアクションプラン(2001)がeラーニングに関する具体的計画。 ・ eラーニングプログラム(2002)2004-2006に実行可能性を目指したプログラム <p>デジタルリテラシーの促進 欧州デジタルキャンパス 欧州におけるeラーニングプログラムの共同提供、教育研修の促進 欧州におけるeラーニング促進のための横断的取り組み の4つの領域の促進。</p> <p><高等教育における提言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学におけるeラーニングに関する欧州連合の政策と戦略的変革 <p>H E C T I C (高等教育の情報通信技術に関する提言) 欧州の高等教育にもeラーニングの影響が大きくなってきた背景の中で、eラーニングを推進していくことを提言。</p> <p><質保証に関するプロジェクト></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備的革新的取り組み - eラーニング - (2001開始、EUのeラーニング・イニシアチブ) 各種のeラーニング・プロジェクトの一覧。その2002からのプロジェクトに「質保証プロジェクト」が加わる。 <p>E Q O (欧州質保証監視機構)、 Q U A L - E - L E A R N I N G (eラーニングにおける質保証)、 S E E L (eラーニングにおける革新的取組支援)、 S E E Q U E L (eラーニングにおける質保証のための持続的な環境)</p>	<p>欧州におけるeラーニング促進のための横断的取り組み の4つの領域の促進。</p>
そ の 他	<p>I C D E (遠隔教育国際会議)</p> <p>I C D E 基準機関を設立して、eラーニングにおける学生へのサービスをチェック、提供される学習内容や水準はチェックしない。</p>	

eラーニングをめぐる国際情勢 ~教育提供形態の多様化~

eラーニングは従来の教育手段と比較して、はるかに容易に国境を越えるという性質をもつため、これまでの高等教育の世界では周辺的な位置付けしか占めていなかった、あるいは、高等教育との関わりが薄かった営利企業等の機関が、新たなeラーニングの担い手として登場している。

海外の事例

アメリカのeラーニングを実施している営利大学（学位授与機関のみ）

1996年：638 機関 2000年：804 機関【全高等教育機関の18.9%】

【営利大学の例】

（伝統的営利大学）

フェニックス大学（取得できる学位：会計学、経営学、看護学、ヘルスケアサービス 等）

デブライ大学（取得できる学位：会計学、ファイナンス、国際ビジネス 等）

（新規営利大学：90年代に設立）

ジョーンズ国際大学（取得できる学位：国際経営マネジメント、情報技術管理 等）

【コンソーシアムの例】

連携から学位発行体へ

Global University Alliance（欧米・豪・NZの6大学のコンソーシアム）

- ・ NextEdとの提携による義務後教育 修士。

Universitas 21（欧米、アジア、オセアニア等10カ国17大学のコンソーシアム）

- ・ 出版コングロマリット「トムソン」の子会社と提携して、Univrsitas21の傘下にU21Globalというeラーニング部門を設立し、MBAコースを提供。

【プロバイダの例】

カーディアン大学

- ・ UNext社によって設立。コロンビア大学やシカゴ大学等のMBAコースを購入し、eラーニングコースとして企業向けに販売。

【大学が子会社を設立して営利活動の例】

コーネル大学

- ・ eコーネルという会社を設立。eラーニングの実施、コース販売等により営利活動を行なう。

eラーニングに関する実態調査集計結果 (メディア教育開発センター調査)

調査対象数 295大学 518部局

メディア教育開発センター「高等教育機関におけるマルチメディア利用実態調査」においてインターネット授業を「行っている」「行うことを計画している」と回答した機関を調査対象とした。

有効回答数

	国立	公立	私立	合計
人社教	47	2	115	164
理工農	30	2	29	61
医歯薬保	12	2	22	36
その他	1	1	23	25
	90	7	189	286

1. 今年度のeラーニング授業実施科目数

設置者別

科目数	国立	公立	私立	合計	
0	62	7	124	193	67.4%
1～2	14	0	18	32	9.8%
3～6	4	0	18	22	9.8%
7～10	1	0	10	11	5.4%
11以上	9	0	14	23	7.6%
合計	90	7	184	281	
0を除く計	28 (31.8%)	0 (0.0%)	60 (68.2%)	88	

部局数別

科目数	人社教	理工農	医歯薬保	その他	合計	
0	107	37	32	17	193	67.4%
1～2	17	12	3	0	32	9.8%
3～6	14	6	1	1	22	9.8%
7～10	7	3	0	1	11	5.4%
11以上	19	3	0	1	23	7.6%
合計	164	61	36	20	281	
0を除く計	57 (64.8%)	24 (27.3%)	4 (4.5%)	3 (3.4%)	88	

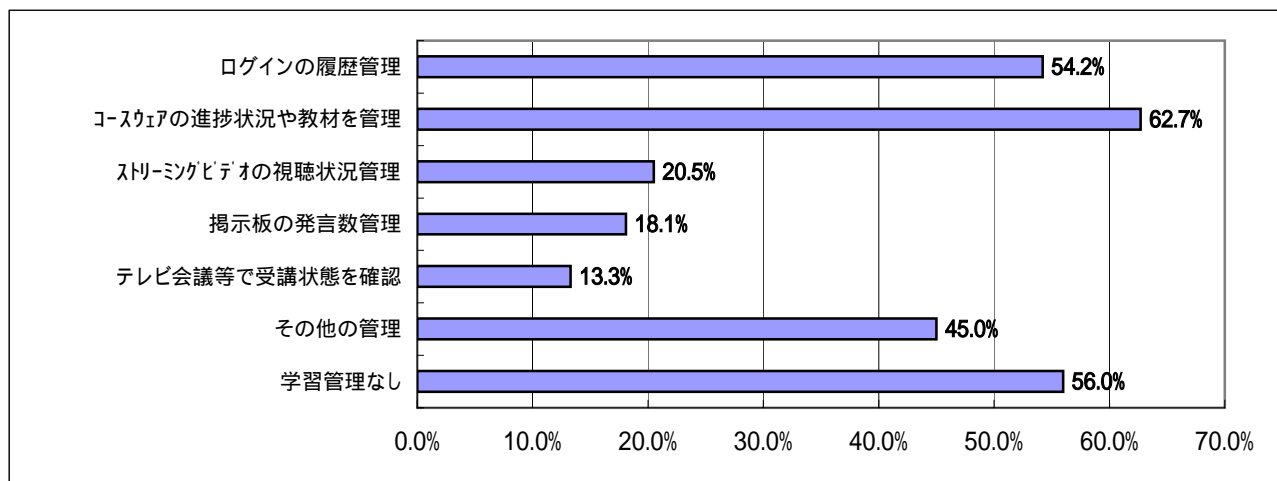
情報通信技術の利用による遠隔地での受講(対面授業出席と同等の扱い)可能な授業科目数

科目数	授業のほぼ全体が可能		授業の一部のみが可能		遠隔地では受講できない	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0	46	52.3%	61	69.3%	45	51.1%
1～2	23	26.2%	13	14.8%	15	17.0%
3～6	14	15.9%	2	2.3%	18	20.5%
7～10	1	1.1%	1	1.1%	5	5.7%
11以上	4	4.5%	11	12.5%	5	5.7%
合計	88		88		88	
0を除く計	42	47.7%	27	30.7%	43	48.9%

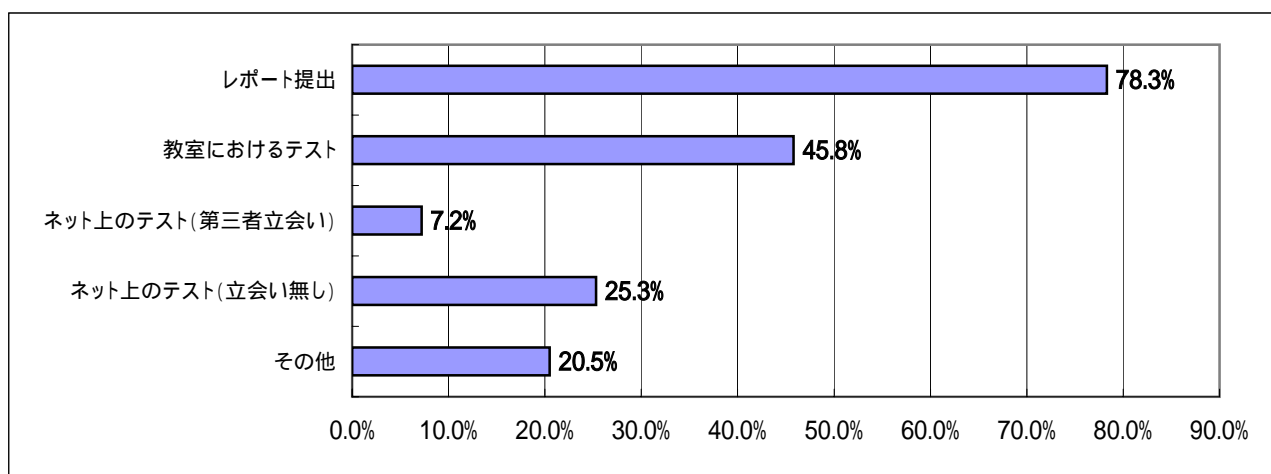
2. eラーニング授業の実例

今年度に限らずeラーニング授業を実施した部局に対して、実施した授業のうち代表的な形式のものについて回答を求めた。

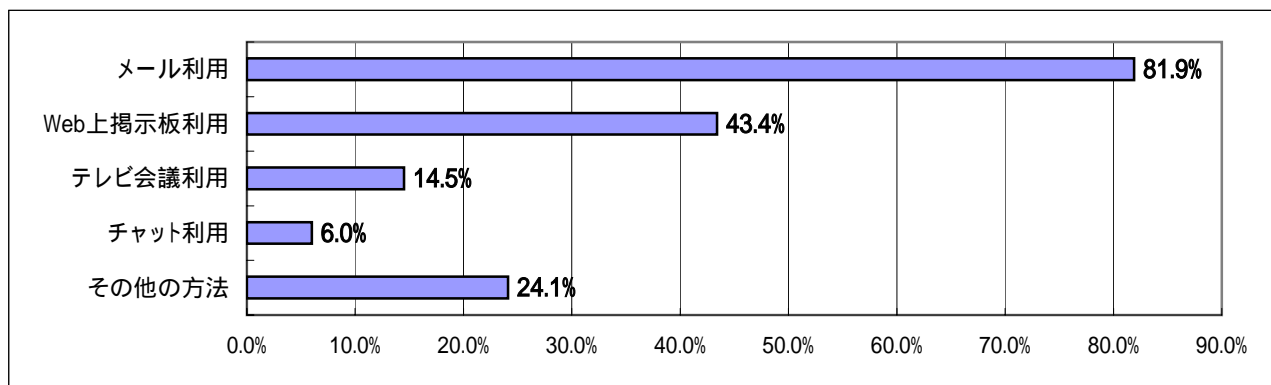
どのような学習管理を行っているか。(複数回答)



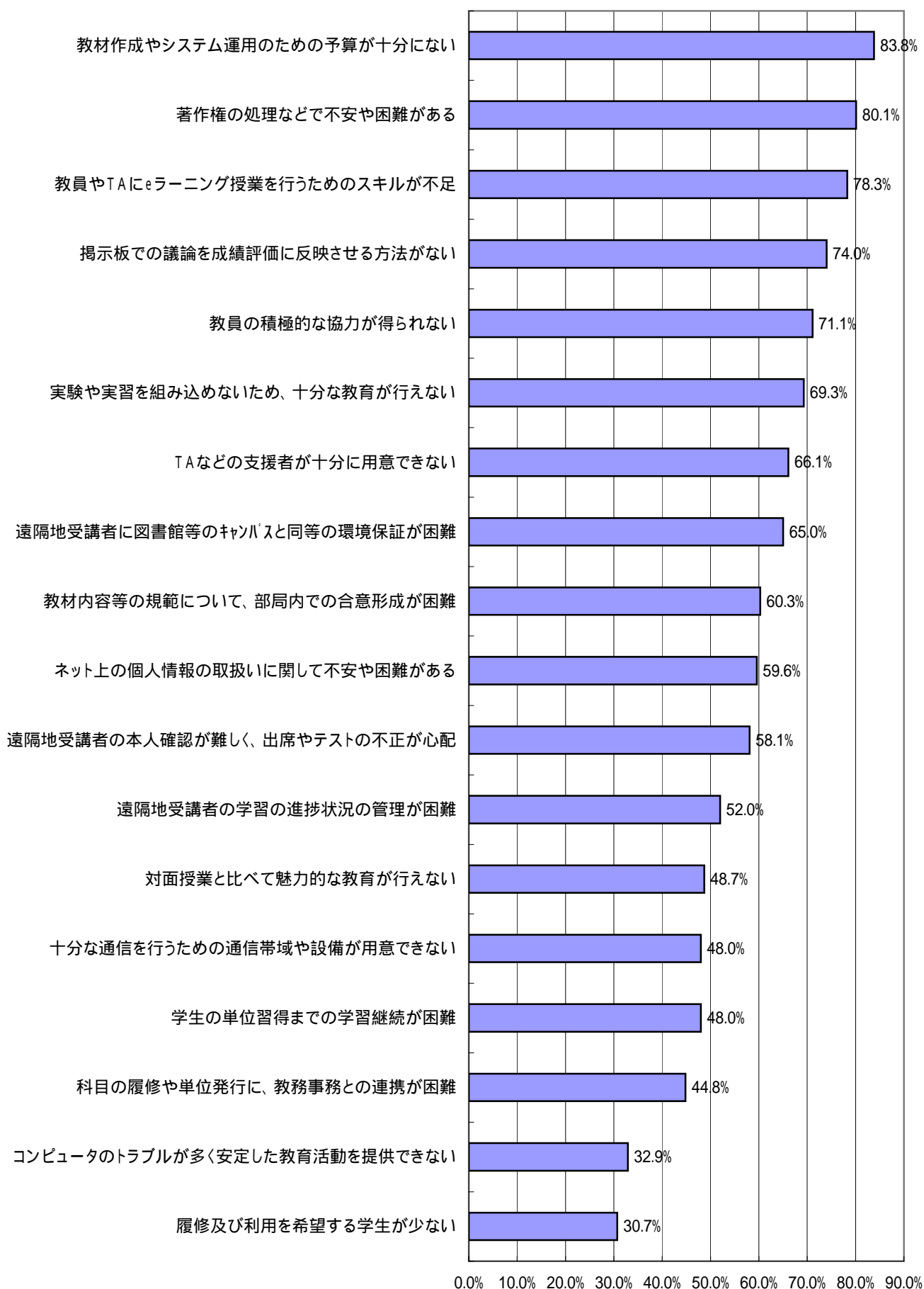
どのように成績の評価を行っているか。(複数回答)



成績評価以外の場で、どのように双方向性を確保しているか。(複数回答)



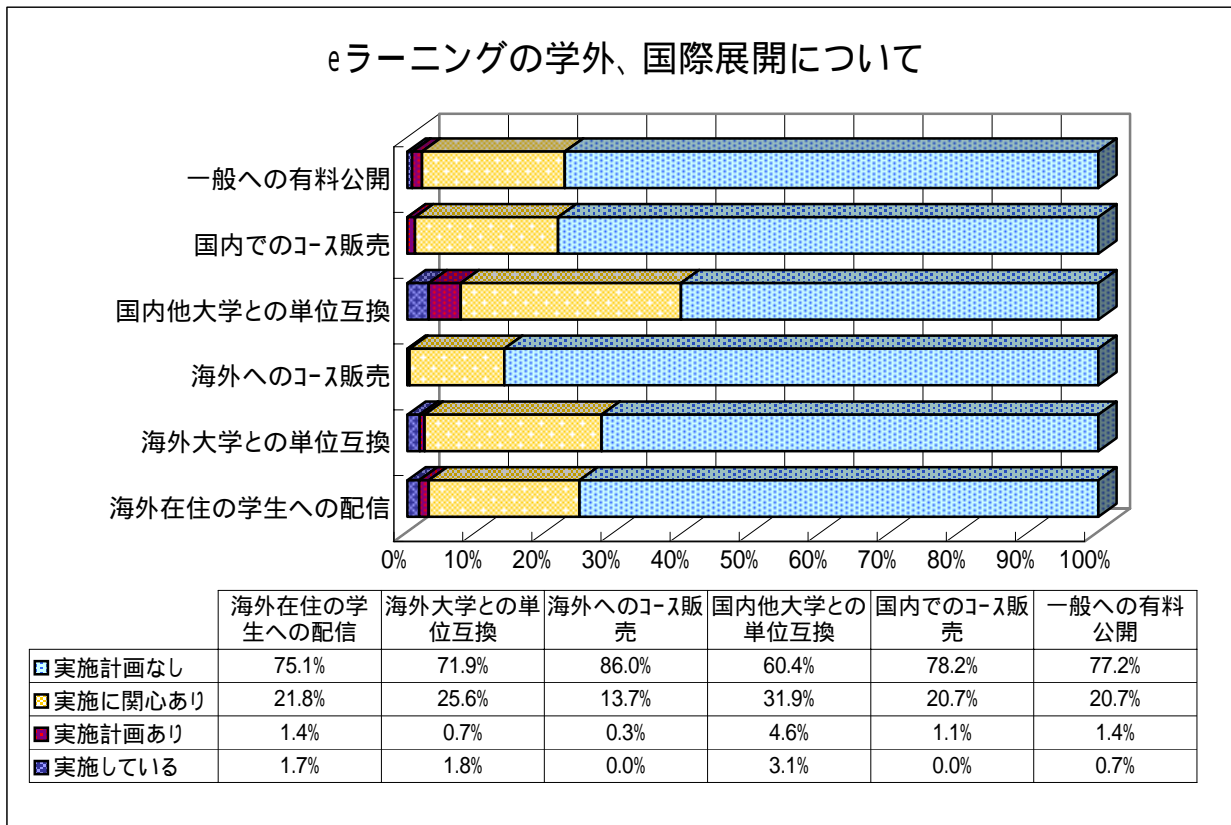
3.eラーニング授業を実施するうえでの課題



「よくあてはまる」「ある程度あてはまる」と回答したものの割合

5. eラーニングの学外、国際展開について

各部署で作成した電子教材や授業ビデオをなどの授業コースを学外や海外に展開しているか。



「国際展開するeラーニングに対して、我が国の大学に必要なのは何か」主な意見（自由記述）

組織体制・支援体制について

- ・ 教職員へのIT活用を積極的に推進するための体制構築。
- ・ 現場のニーズに対応して、迅速に更新・改善ができる組織と仕組みが必要。
- ・ 大学長レベルのトップ層の知識や認識を高め、理解と支持を得る。
- ・ コンテンツの制作など、日常的にeラーニングを支える(専門知識を持つ)人材及び支援体制が必要。

コンテンツ、言語等について

- ・ 英語リテラシーの向上が不可欠。
- ・ コンテンツの国際フォーマット統一への働きかけ。
- ・ 文学や歴史など日本独自のコンテンツを充実させること。

教育効果、評価方法等について

- ・ 単位の認定、効果の検証などの方法を確立しなければならない。
- ・ どのような内容の授業が必要とされているかのニーズ調査。
- ・ 学生のモチベーションの維持。
- ・ 双方向コミュニケーション手段の新しい在り方の模索。
- ・ 受講者の進捗情報の確認について併せて評価方法の確立。
- ・ 利点と欠点を分析して、もっとも効果の高い運用方法を検討する必要。

大学間連携等について

- ・ eラーニングを実施する大学間の連携・協力。
- ・ 海外の大学が行っているeラーニングの実態の把握。
- ・ 海外大学との単位互換。

その他

- ・ ネットワークのインフラ整備。
- ・ 教育研究用の情報化の共有化を図れる学術データベースの構築。
- ・ 教育・指導の場を海外へも展開していくチャンス。
- ・ 著作権に関する規定は国間で相違があるので十分留意することが必要。

ヨーロッパの高等教育の国際展開に関する現況

ボローニャ・プロセス（1999年～）まで

・学位の相互承認

EC域内では早くから取り組まれており、古くは、「大学への入学に導く卒業証書の同等性に関するヨーロッパ協定」（1953年：欧州会議）から、現在では、「ヨーロッパ地域の高等教育に関する資格の承認協定」（リスボン協定1997年：欧州会議/ENIC）に基づき、高等教育のアクセス、学習の期間、高等教育資格とも「本質的な相違が示されなければ」承認されるものとする。

NARIC (National Academic Recognition Information Centres)-ENIC

(European Network of Information Centres)ネットの設立

各国の高等教育制度についての概要、高等教育機関一覧等についての欧州内の情報ポータルシステムにて情報提供。諸国政府により指定された情報提供機関間で協力関係を確立

・単位互換（SOCRATES “ERASMUS”）

1987年から実施し、95年よりソクラテス計画の一環として実施。1年間の学修を最高60単位に換算し、在籍大学の単位へ読み替えることにより、単位互換を促進する欧州単位互換制度（ECTS）に基づき、ヨーロッパ内の大学・高等教育機関に在学する学生が、国境を越えて3～12ヶ月、他のヨーロッパ国に移動し、そこで学修の一部を行うことを財政的、学術的、行政的側面で支援する計画。在学中の大学・学部と留学先の大学・学部による協定が前提。

グローバル化と高等教育の質の保証（ボローニャ宣言：1999年～）

ERASMUSならびにECTSは、各国の多様な教育システム・政策枠組みを尊重した上で高等教育の国際化を進める、任意制の政策（Voluntaristic policy）であるが、近年のグローバル化に際し、より徹底した国際協調を求める動きが加速している。

ボローニャ宣言（1999年）

欧州29ヶ国の教育大臣が署名。2010年までに「ヨーロッパ高等教育圏」の建設を目指す。具体的には、主に下記の点を提案

- ・2段階構成の学修課程（学士、修士）の導入、
- ・ECTSの更なる活用、
- ・ディプロマ・サプリメント（取得学位・資格の内容等につき、標準化された英語表記で追加情報を提供）の試験的導入

ベルリン・コミュニケ（2003年9月）

旧ユーゴ諸国を含めた40ヶ国の教育大臣が署名。ボローニャ宣言を改めて確認した上で、更に2005までに各国の導入を努力する旨、更に短期の期限が設定された。また、下記の点につき、新たに提案。

- ・質の保証システムの構築；
 - *各国の質保証システムの中で、機関の内部評価および外部評価の実施、アクレディテーションを含む質の保証システムを構築
 - *ヨーロッパ質の保証ネットワーク（ENQA）に対し、欧州における質の保証におけるスタンダード、手続き、指針の開発、適切なピア・レビューとアクレディテーション団体の確保に関する情報提供と2005年を期限とした現状調査報告を要求
- ・博士課程を共通枠組に追加
- ・ECTSを、読み替えのみではなく、履修の蓄積を証明する手段として、さらに普及
- ・ディプロマ・サプリメントの2005年以降の本格導入

アジアの高等教育の国際展開に関する現況

UMAP

1991年に発足。現在29カ国が加盟し、国際事務局（日本）と理事国による国際会議によって運営。欧州のERASMUSにおける単位互換システムECTSに倣い、フルタイム学生の1学年間の学習総量を60単位とするUCTS制度を基に単位互換等を通じてアジア太平洋地域内の高等教育機関間の協力を推進するとともに、学生と教職員の交流を促進。

アジア太平洋圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク構築の動き

INQAAHEとUNESCOのアジア・太平洋事務局が中心に活動。2003年1月に開催された香港国際会議において、アジア・太平洋地域における、高等教育質保証のための指標の具体化、質保証機関に関する情報の収集・普及、各国の高等教育システムに関する情報の収集・整理、遠隔教育の質保証についてWGを編成して検討を進めていくこととされたところ。

東南アジア圏における高等教育質保証に関する地域ネットワーク構築の動き

東南アジア文部大臣機構（SEAMEO）において、RIHED（地域高等教育開発機構）を中心に質保証の課題に取り組んでいるところ。

諸外国の学位制度

	アメリカ合衆国	イギリス	フランス	ドイツ	中国
学位・資格 (年限)	<ul style="list-style-type: none"> ・準学士(通常2年) ・学士(通常4年) ・修士(通常学士号取得後1~2年) ・博士(通常学士号取得後3年以上) ・第一職業専門学位(通常6年以上(一般教育含む)) <p style="font-size: small;">(上記は米国連邦教育省統計局定義による)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国高等サーティフィケート(1年) ・高等教育ディプロマ(2年) ・全国高等ディプロマ(2年) ・応用準学位(2年) ・学士(通常3年)成績により優等学位と普通学位とに分けられる。 ・各種の専門学卒者資格(学士号取得後1年程度) ・修士(学士号取得後1~2年) ・博士(学士号取得後2~3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学士(3年) ・修士(通算5年) ・博士(修士取得後3年) ・各種資格(国家免状)(2~5年) ・グランゼコールの免状(通算5年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディプローム/マギスタ- (4.5年) ・高等専門学校ディプローム(4年以下) ・学士(3~4年) ・修士(学士取得後1~2年) <p>(ただし連続する学士・修士課程では通算5年以下)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次国家試験の合格 教員養成課程(3~4年)等 ・博士(ディプローム/マギスター/修士取得後3年が望ましいとされている) <p>* ()内は高等教育大綱法に定める標準学修期間(博士を除く)。標準学修期間は、各機関の各学修課程によって異なり、実際の在学期間も標準学修期間を超える場合が多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学士(学部4~5年) ・修士(学部卒業後2~3年) ・職業専門学位(学部卒業後2~3年) ・博士(修士取得後3~4年)

欧州においては、高等教育機関進学以前の教育段階で、学問における基礎的な教科を教授している場合が多い。

大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークに関する提言等

【国際機関等における提言等】

WTO（世界貿易機関）（平成14年3月）

教育サービスの自由化に当たって、日本は、教育の質の維持・向上及び、消費者（学生）保護の観点が必要との立場を明らかにし、その質の保証を確保する方策のひとつとして、各国が、国境を越えて提供される高等教育に関する情報ネットワークの構築の必要性・重要性について認識することを提案。

OECD/CERI（経済協力開発機構／教育研究革新センター）

WTO（世界貿易機関）における議論を受け、OECD/CERI（経済協力開発機構／教育研究革新センター）において、高等教育における国際的な質の保証とアクレディテーション（適格認定）に関する研究プロジェクトを立ち上げ、専門家による調査研究を実施。

その調査研究報告書（平成15年11月）においても、各国の多様な教育制度の特性を踏まえながら、ユネスコ等教育関連の国際機関が、各国の高等教育制度、正規の高等教育機関の一覧等を、各国政府等から収集してデータベース化し、学生、評価者、雇用者、教育機関等の利用に供する必要性を提唱。

ユネスコ（国際連合教育科学文化機構）

本年10月にパリで開催された第32回ユネスコ総会においても、国境を越えた高等教育の提供に関する指針原則の確立や、教育当局及び質保証機関を結ぶ地域・世界的な情報ネットワークの構築の必要性等、高等教育の国際的な質保証の取組の重要性等について決議が行われたところ。

【国内の関連答申等】

「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（答申）

（平成14年8月5日 中央教育審議会）（抜粋）

第3章 第三者評価制度の導入

8 国際的な質の保証の情報ネットワークの構築等

e-Learningなど情報通信技術等を用いて国境を越えて提供される高等教育サービスが一層流通する時代が到来しつつあることを見据え、大学の質についての国際的な保証システムを構築していく必要がある。例えば、大学の質の保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等に関する検討の必要性に留意することが重要である。

ヨーロッパにおける情報提供事業の事例

ENIC (European Network of Information Centres) - NARIC (National Academic Recognition Information Centres) Net

欧州域内の学位・資格の相互承認や、学生交流等の促進のため、各国の高等教育制度についての概要、高等教育機関一覧、評価制度の概要等、各国が情報提供すべき項目について共通化を図った欧州内の高等教育に関する情報システム。諸国政府により指定された情報提供機関間で協力関係を確立。大学機関、学生等が活用することを想定。

< ENIC-NARIC Net の概要 >

各国別に、下記の情報項目毎に、関係機関等の名とそのリンク先を添付。各国政府機関や教育機関等のHPに飛べる。

- 一般的な質問の問い合わせ先（問い合わせ担当部局者名含む）
- 国レベルの教育関係機関（政府機関や評価機関等）
- 教育制度
- 大学教育
- 大学以外の中等後教育
- 認定された高等教育機関一覧
- 外国の資格等の認定方針及び手続き

（参 考）

NARIC (National Academic Recognition Information Centres : 全国学術承認情報センター)

1984年に欧州委員会のイニシアティブと財政支援に基づいて設立。

欧州域内（EU&EEA(European Economic Association)）における学位と学修の認定を促進することを目的とした情報ネットワーク。他国における学位承認及び学習期間等についての情報を提供することで、域内の学生、教師の流動性を高めることを目的とする。

各国の教育担当省によって、各国毎にNARICセンターを設置（位置付け、機能等については異なる）。

ENIC (European Network of Information Centres : ヨーロッパ情報センターネットワーク)

1997年にリスボン協定を受けて、欧州会議・ユネスコによって組織。2002年には42の加盟国がENICに代表を送っており、その中には豪州、カナダ、イスラエル、米国、旧ソ連邦関連数ヶ国が参加し、EU以外の参加者あり。

業務は主に、

- ・外国のディプロマ、学位、その他資格の認定に関する情報提供
- ・他国及び自国の教育制度に関する情報提供
- ・留学に関する奨学金等に関する情報提供や具体的な個別相談事項

を行っている。各国の公的機関によって、各国毎にENICセンターを設置（位置付け、機能等については異なる）。

UK-NARIC の概要

1. 総論

UK - NARIC は、1980 年代前半に、ブリティッシュ・カウンシルの中に設立された組織で、1997 年以降は、国のエージェンシーとして、DfES（教育技能省）との契約のもとに、独立した組織となった。現在は、教育技能省及び労働・年金省の管轄の下に、英国の公的な教育に関する情報を提供するとともに、英国で取得した学位を含めた学修承認資格等と世界 180 ヶ国の資格の通用性についての情報提供やアドバイスを行っており、それを通じ英国の学位、職業資格等の海外での利用促進を図っている。

ブリティッシュカウンシルの中にあつたときには、4 名であつたスタッフ数は、現在 30 名に膨らんでいる。

2. EU との関係

本組織は、EU の指導の下に組織化されてきており、EU 各国は、それぞれの NARIC を有している。最大の組織は、英国、ドイツ及びオランダである。

3. 財政システム

本組織は、首相のイニシアティブに基づくいくつかのプロジェクトを教育技能省から、わずかな補助を得て、行っていたが、2000 年から、自主的財源で運営を行っている。

会員から料金を徴収して、情報提供サービスを行っている。現在、700 機関の法人会員（すべての大学及び国際的な資格の付与を行う団体を中心。Tesco（スーパー）、国防省、保健省（看護婦資格）のほか、就業許可の審査に絡む内務省、教員資格審査機関も含まれる。）が加盟している。

4. 業務内容

加盟メンバー（学術機関用と、企業等労働市場用 2 種類あり）向け事業

- ・ 資格に関する国際データベースの提供
- ・ 研修（データベース利用方法、資格認定技能研修）
- ・ コンサルタント
- ・ 総会参加への案内
- ・ ニュースレターの送付

個人向け事業

- ・ 他国の学位等資格の英国内での通用性についての情報提供（個別調査は有料）
- ・ 英国の学位等資格の海外での通用性についての情報提供（個別調査は有料）
- ・ 英国教育制度について情報提供
- ・ 英国内の学位等資格システムについての情報提供
- ・ 学位授与権がある正規の高等教育機関一覧の提供

米国における情報提供事業の事例

USNEI (United States Network for Education Information)

欧州会議・ユネスコのイニシアティブによる、欧州域内における高等教育に関する資格の承認を目指したリスボン協定(1997年)の締結及びENIC(European Network of Information Centres:ヨーロッパ情報センターネットワーク)への米国加盟等を機に、米国連邦教育省の要請により、連邦教育図書館(National Library of Education)が設立・運営。

国際的な教育の流動化に対応するため、複雑なアメリカ合衆国における教育制度に関する情報及び諸外国の教育情報の提供等を行なう。

U.S Network for Education Information (USNEI)の情報提供項目例

国際的な教育状況

- 米国以外の教育
 - 一般情報
 - 国際的な情報ソース
 - 地域的な情報ソース
 - 機関ディレクトリ
- 留学
 - 出発前に
 - 外国公館や総領事館情報
 - 海外滞在中に
 - 帰国時に
- 米国留学プログラム
 - 初等中等レベル
 - 学部レベル
 - 大学院レベル
 - 追加財政支援
- 他のシステムでの学習
 - 海外での教授活動
 - 一般情報
 - 初等中等レベル
 - 中等後教育レベル
 - その他の情報源
 - 職業に関する情報源

米国の教育状況

- 一般情報資源
 - 情報ソース
 - 統計ソース
- 米国教育組織
 - 米国の各種権限部署
 - 連邦レベル
 - 州レベル
 - 地方レベル
 - 機関レベル
 - アカデーションと質保証
 - その他の組織
- 米国教育制度
 - 一般情報
 - 初等中等教育
 - 職業技術教育
 - 学部中等後教育
 - 大学院中等後教育
 - その他の教育
- 米国教育機関・プログラム
 - 一般情報
 - 初等中等学校
 - 中等後教育機関
 - 学習プログラム
 - 米国への訪問
 - 事前情報
 - 一般情報ソース
 - 米国での学習
 - 一般学生情報
 - 初等中等教育
 - 職業技術教育
 - 学部教育
 - 大学院教育研究
 - 財政支援
 - 米国での教授活動
 - 一般情報
 - 初等中等レベル
 - 中等後レベル

NACES(National Association of Credential Evaluation Services)

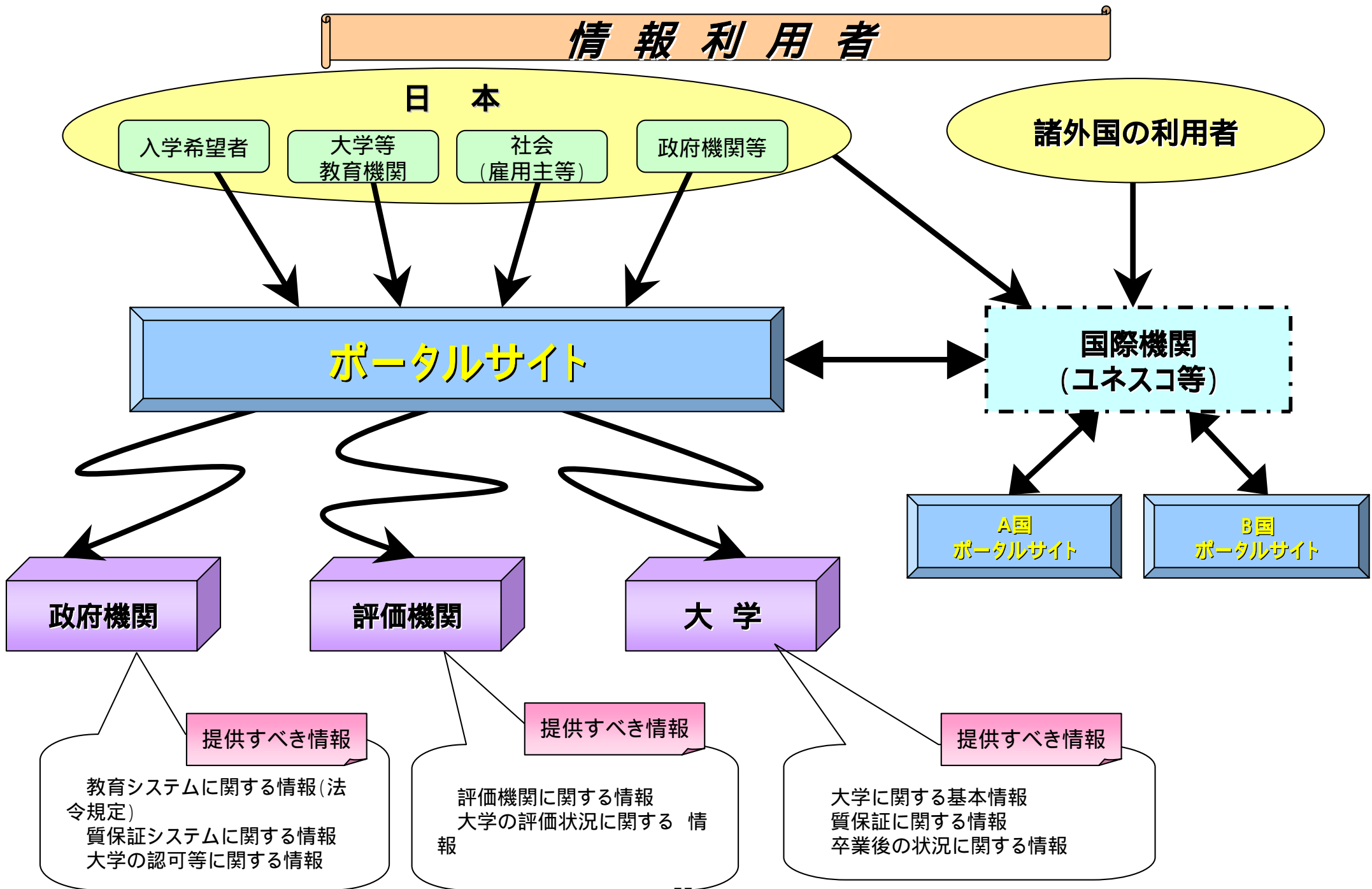
米国において、高等教育機関への入学、職業資格の取得、雇用等を希望している海外学修者に対し、その外国のディプロマ及び学位等の資格を、米国内の同等の資格に読み替え認定する業務を行なう非営利・営利団体で構成される民間協議会。

米国では、留学等を機会として米国への入国・滞在希望者が多く、そのため、他国での教育経歴をもった人々の米国内における教育機関への進学、職業機会の確保のため、他国における教育制度、機関、プログラム、文書等に知識を有した専門家による当該読み替え認定業務の需要がある。

国公立大学に関する情報等の公開に関する規定（平成16年度～）

国立大学（法人）	公立大学	公立大学（法人）	私立大学	
<p>大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。（大学設置基準第2条の2）（平成11年～）</p> <p>大学は、自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。（学校教育法第69条の3）</p>				
<p>-----</p> <p>認証評価機関は、評価結果を公表しなければならない。（学校教育法第69条の4第4項）</p>				
<p>国立大学法人は、業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。（国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第3条第2項）</p> <p>国立大学法人は、中期計画を公表しなければならない。（国立大学法人法第31条第5項）</p> <p>国立大学法人は、財務諸表等を、一般の閲覧に供しなければならない。（国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第38条第4項）</p>	<p>地方独立行政法人は、中期計画、報告書を公表しなければならない。（地方独立行政法人法第26条第5項、第27条第1項、第29条第1項）</p> <p>地方独立行政法人は、財務諸表等を、一般の閲覧に供しなければならない。（地方独立行政法人法第34条第4項）</p>	<p>学校法人に対して、財務書類の公開を法的に義務付けることが必要であり、あわせて財務書類の背景をなす事業の概要等を説明することを目的とする事業報告書の作成及び公開を義務付けることが適当との報告がまとめられた。（平成15年10月）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">参考 公開を義務付ける財務書類 財産目録、貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び消費収支計算書） 資金収支内訳表及び消費収支内訳表</p> </div> <p>（「学校法人の改善方策について」大学設置学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会）</p>	<p>文部科学大臣は、国立大学法人の中期目標を公表しなければならない。（国立大学法人法第30条第1項）</p> <p>国立大学法人評価委員会は、評価結果を公表しなければならない。（国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第32条第4項）</p>	<p>設立団体の長は、中期目標を公表しなければならない。（地方独立行政法人法第25条第1項）</p> <p>評価委員会は、評価の結果を公表しなければならない。（地方独立行政法人法第28条第4項）</p>

国際的な質保証に関する情報ネットワーク イメージ図



大学の質保証に関する国際的な情報ネットワークにおいて日本の各機関が提供することが望まれる情報項目案

情報提供者	政府機関	評価機関	設置認可された大学・短期大学
<p>必要な事項</p>	<p>教育システムに関する情報(法令規程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育制度全般 ・高等教育の制度概要 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 入学資格要件 ➢ 教育方法(通信制,長期履修等) ➢ 単位制度 ➢ 卒業要件,学位制度、等 <p>質保証システムに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置認可制度(事前チェック) ・評価制度(事後チェック) ・認定された評価機関リスト <p>大学の認可等に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置認可された大学等一覧 ・設置認可における留意事項 	<p>評価機関に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価機関名,所在地,連絡先等 ・政府等による認定内容 ・評価対象(機関別,専門分野別等) ・評価項目,評価基準,評価方法 <p>大学の評価状況に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価を行なった大学等のリスト ・各大学の評価結果 	<p>大学等機関に関する基本情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学名,所在地,連絡先等 ・理念,教育目標,将来構想 ・教育研究上の組織構成(学部,学科) ・学生定員充足状況 ・組織別職務別教員数,職員数 ・教員の採用方法,教員の個別データ ・入学資格要件(編入学,AO資格含む) ・入学方法(入学試験等,編入学方法) ・学生納付金(入学金・授業料等) ・公的・学内奨学金制度 ・教育課程の内容,方法(単位制度含む) ・卒業要件,取得可能な学位 ・進級状況(卒業率,平均修業年限等含む) ・管理運営体制 ・財務状況 <p>卒業後の状況に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職進学先に関する情報 ・国家試験等の合格率 <p>質保証に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置認可に関する情報 ・認証評価結果に関する情報 ・自己点検評価,外部評価の実施状況

参 考

審議の経過

国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議

第1回 平成15年 8月 4日(月)

- ・国際的な大学の質保証の調査研究について

第2回 平成15年11月10日(月)

- ・大学等の国際的な展開に関する質保証について
- ・大学等に関する国際的な情報提供ネットワークの在り方について

第3回 平成15年11月28日(金)

- ・eラーニングによる高等教育の提供に係る質保証について
- ・ディプロマ(ディグリー)・ミルについて
- ・大学等の国際的な展開に関する質保証について

第4回 平成15年12月16日(火)

- ・eラーニングによる高等教育の提供に係る質保証について
- ・大学の国際的な情報提供ネットワークの構築に当たって

第5回 平成16年 2月 9日(月)

- ・「国際的な大学の質保証システムの構築に向けて(論点整理)」(案)について

第6回 平成16年 3月 1日(月)

- ・「国際的な大学の質保証システムの構築に向けて - 審議のまとめ - 」(素案)について

第7回 平成16年 3 月19日(金)

- ・「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について - 大学の国際展開と学習機会の国際化を目指して - < 審議のまとめ > 」(案)について

国際的な大学の質保証に関する調査研究作業部会

第1回 平成15年 9月30日(木)

- ・eラーニング、大学の国際展開、国際的な情報提供ネットワーク 【調査・研究】

第2回 平成15年10月 9日(木)

- ・eラーニング、大学の国際展開、国際的な情報提供ネットワーク 【調査・研究】

第3回 平成15年10月29日(水)

- ・eラーニング、大学の国際展開、国際的な情報提供ネットワーク 【調査・研究】

第4回 平成15年11月17日(月)

- ・eラーニング、大学の国際展開、国際的な情報提供ネットワーク 【調査・研究】

第5回 平成15年12月 5日(金)

- ・eラーニング、大学の国際展開、国際的な情報提供ネットワーク 【調査・研究】

第6回 平成16年 1月28日(水)

- ・海外調査結果【報告】
- ・「国際的な大学の質保証システムの構築に向けて(論点整理)」(案) 【検討】

第7回 平成16年 2月23日(月)

- ・「国際的な大学の質保証システムの構築に向けて - 審議のまとめ - 」(素案) 【検討】

第8回 平成16年 3月10日(水)

- 「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について
- 我が国の高等教育の国際的展開を目指して - < 審議のまとめ >」(案) 【検討】

国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議

相澤 益男	東京工業大学長
内永ゆか子	日本IBM株式会社常務取締役
馬越 徹	桜美林大学大学院国際学研究科教授
大中 逸雄	大阪大学大学院工学研究科教授
モンテ カセム	立命館大学国際教育・研究推進機構長
金子 元久	東京大学大学総合教育研究センター教授
ウィリアム カー	上智大学長
木村 孟	大学評価・学位授与機構長
清成 忠男	財団法人大学基準協会会長、法政大学総長
坂元 昂	メディア教育開発センター所長
下村 満子	健康事業総合財団理事長
白井 克彦	早稲田大学総長
館 昭	大学評価・学位授与機構評価研究部教授
丹保 憲仁	放送大学長
二宮 皓	UMAP 国際事務次長、広島大学大学院教育学研究科教授
宮田 清藏	東京農工大学長
山本 眞一	筑波大学大学研究センター長
吉田 文	メディア教育開発センター研究開発部教授

は座長、 は座長代理

国際的な大学の質保証に関する調査研究作業部会

青木 早苗	メディア教育開発センター研究開発部教授
馬越 徹	桜美林大学大学院国際学研究科教授
大多和直樹	東京大学大学総合教育研究センター助手
加藤 毅	筑波大学大学研究センター講師
工藤 潤	大学基準協会大学評価・研究部 第2主幹
齊藤 貴浩	大学評価・学位授与機構評価研究部助教授
佐藤 香	東京大学社会科学研究所助教授
袖山 禎之	大学評価・学位授与機構評価研究部助教授
高比良美詠子	メディア教育開発センター研究開発部助教授
館 昭	大学評価・学位授与機構評価研究部教授
塚原 修一	国立教育政策研究所高等教育研究部統括研究官
西森 年寿	メディア教育開発センター研究開発部助手
濱中 義隆	大学評価・学位授与機構学位審査研究部助教授
早田 幸政	金沢大学大学教育開発・支援センター教授
福田 敦	日本大学理工学部社会交通工学科助教授
堀田 泰司	広島大学留学生センター助教授
前田 早苗	大学基準協会大学評価・研究部第1主幹
森 利枝	大学評価・学位授与機構学位審査研究部助教授
山内 祐平	東京大学大学院情報学環助教授
吉川裕美子	大学評価・学位授与機構学位審査研究部助教授
吉田 文	メディア教育開発センター研究開発部教授
米澤 彰純	大学評価・学位授与機構評価研究部助教授
渡邊 聡	筑波大学大学研究センター講師

は作業部会長